

令和3年第229回滑川町議会定例会

〔決算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和3年9月10日(金)

午前 9時00分 開会

午後 3時48分 閉会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

(1) 委員長互選

(2) 副委員長互選

(3) 認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について

(4) 認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について

出席委員(10名)

1番	宮 島 一 夫	委員	2番	高 坂 清 二	委員
3番	松 本 幾 雄	委員	5番	上 野 葉 月	委員
6番	井 上 奈 保 子	委員	7番	紫 藤 明	委員
11番	菅 間 孝 夫	委員	12番	内 田 敏 雄	委員
13番	吉 野 正 浩	委員	14番	阿 部 弘 明	委員

欠席委員(1名)

9番 北 堀 一 廣 委員

出席者

滑川町議会議長	瀬 上 邦 久
代表監査委員	新 井 佳 男
監査委員	上 野 廣

事務局職員出席者

議会事務局長	島 田 昌 徳
書記	田 島 百 華

録	音	篠	崎	美	幸
録	音	神	田		等

説明のため出席した人

町	長	吉	田		昇
副町	長	柳		克	実
教 育	長	馬	場	敏	男
総務政策課	長	小	柳	博	司
税 務 課	長	篠	崎	仁	志
会計管理者兼 会計課	長	木	村	俊	彦
町民保険課	長	岩	附	利	昭
健康福祉課	長	木	村	晴	彦
健康づくり課	長	武	井	宏	見
環 境 課	長	関	口	正	幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長		服	部	進	也
建 設 課	長	稲	村	茂	之
教育委員会事務局長		澄	川		淳
水 道 課	長	會	澤	孝	之
議 会 事 務 局	長	島	田	昌	德
代表監査委員		新	井	佳	男
議選監査委員		上	野		廣
総務政策課副課長		大	林	具	視
総務政策課副主幹・ 人権・自治振興担当		齋	藤	訓	行
総務政策課主査・ 企画調整担当		久	保 島		賢
総務政策課主任・ 秘書広報担当		鎌	田	武	志
総務政策課主任・ 総務担当		武	内	章	泰
総務政策課主任・ 財政担当		清	水	敬	史
総務政策課主事・ 総務担当		強	瀬	利	賀

稅務課副課長兼 主席主幹・ 管理担当	高	坂	克	美
稅務課主幹・ 資産稅担当	大	熊	緩	子
稅務課主任・ 町民稅担当	岸		惠	子
會計課副主幹・ 會計用度担当	金	井	淳	子
町民保險課副主幹・ 町民担当	高	坂	真理	子
産業振興課 副課長兼主席主幹・ 土地改良担当	福	島	吉	朗
産業振興課主幹・ 農林商工担当	吉	野	和	弘
農業委員会事務局 主任・農地担当	鯨	井	丈	晴
建設課副課長兼 主席主幹・ 開発指導担当	神	田		等
建設課副主幹・ 管理担当	松	葉	良	次
建設課副主幹・ 道路整備担当	江	森		徹
建設課主任・ 都市計画担当	鹿	沼	智	裕
議会事務局主事・ 庶務担当	田	島	百	華
町民保險課主事・ 年金国保担当	村	田	仁	美
健康福祉課副課長兼 主席主幹・福祉担当	宮	島	栄	一
健康福祉課 主席主幹・ 高齢者福祉担当	関			静
健康福祉課副主幹・ 福祉担当	奥	野		忠
健康福祉課主任・ 福祉担当	富	永	茉	莉
健康福祉課主事・ 福祉担当	恩	曾	良	平
健康づくり課 副課長兼主席主幹・ 保健予防担当	篠	崎	美	幸

健康づくり課 副主幹・ 保健予防担当	西	浦	俊	行
健康づくり課主任・ 健康づくり担当	西	須	弘	明
環境課副課長兼 主席主幹・ 生活環境担当	権	田	尚	司
環境課主任・ 生活環境担当	齋	藤	敬	己
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	市	川	明	浩
教育委員会事務局 指導主事・ 学校教育担当	寺	田	陽	介
教育委員会事務局 主幹・生涯学習担当	堀	口	章	子
教育委員会事務局 主任・教育総務担当	贄	田		誠
教育委員会事務局 主任 生涯スポーツ担当	強	瀬	和	成
教育委員会事務局 主任・図書館担当	矢	島		歩
町民保険課副課長兼 主席主幹・ 年金国保担当	松	本	由紀	夫
町民保険課副主幹・ 介護保険担当	山	岸	美奈	子
町民保険課主任・ 介護保険担当	綾		英	紀
町民保険課主任・ 年金国保担当	波	多	江	美
環境課副主幹・ 下水道担当	上		武	史
環境課主任・ 下水道担当	長	野	純	一
環境課主事・ 下水道担当	中	村		豪
水道課副課長兼 主席主幹・ 施設担当	上	野		聡
水道課主任・ 庶務担当	野	口	あかり	

水道課主任・担当 岩 田 伶

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。

9月8日の議会において、認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について及び認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての2件について、議長並びに議会選出の監査委員を除く11名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査することに決定しました。十分なる審査をお願いいたします。

ただいま当委員会には正副委員長がおりません。委員会条例第9条「委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員長の互選を行わせる」とあります。そして、「互選に関する職務は、年長の委員が行う」とあります。

ただいま出席している委員の中で、年長の委員は井上奈保子委員であります。井上奈保子委員に臨時委員長をお願いいたします。臨時委員長席にお着き願います。

〔臨時委員長 井上奈保子委員委員長席に着席〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（井上奈保子委員） 皆さん、おはようございます。井上奈保子です。年長のゆえをもちまして、暫時臨時委員長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席状況でございますけれども、欠席届、9番、北堀委員、そして遅刻届が11番、菅間委員。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

（午前 9時00分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（井上奈保子委員） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） 異議なしと認めまして、これより委員長の互選は指名推選により行います。

それでは、ご指名をお願いいたします。

内田委員。

○12番（内田敏雄委員） 宮島委員を推薦します。

○臨時委員長（井上奈保子委員） ただいま宮島一夫委員を委員長にこの指名がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） それでは、異議なしと認めます。

よって、宮島一夫委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長が決まりましたので、臨時委員長の職を解かせていただきます。

宮島一夫委員長、委員長席にお着き願います。ご協力ありがとうございました。

〔臨時委員長 委員長と交代〕

○委員長（宮島一夫委員） おはようございます。ただいま委員各位からご推挙を賜り、委員長という重責を担うことになりました宮島一夫でございます。

令和2年度の決算審査に当たり、皆様の絶大なるご支援、ご協力をいただき、特別委員会のスムーズな運営ができますよう、微力ではございますが、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（宮島一夫委員） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選は指名推選とし、委員長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） それでは、異議なしと認め、副委員長に紫藤明委員を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 異議なしと認めます。紫藤明委員が副委員長に当選されました。

紫藤明副委員長、副委員長席にお着き願います。

ここで、紫藤明副委員長にご挨拶をお願いします。

○副委員長（紫藤 明委員） おはようございます。ただいま宮島委員長よりご指名を承り、副委員長に当選した紫藤明です。

微力ではございますが、宮島委員長を補佐し、令和2年度の決算審査に当たり、特別委員会のスムーズな運営ができますよう務めさせていただきます。皆様のご協力よろしく申し上げます。

○委員長（宮島一夫委員） ありがとうございました。

◎会議録署名委員の指名

○委員長（宮島一夫委員） 次に、会議録署名委員の指名でございますが、委員長にて指名します。

13番 吉野正浩委員

14番 阿部弘明委員

2番 高坂清二委員

以上3名の方をお願いいたします。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（宮島一夫委員） 決算審査特別委員会に付託された案件は、本定例会において付託された認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についての件と認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての件の各会計決算8件の審査であります。

審査日程は1日とし、既に本会議において、会計管理者である木村会計課長から令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算6件の説明を受けた後、會澤水道課長から令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の説明をいただいております。このため、令和2年度滑川町一般会計決算から順次審査を行いたいと思います。

なお、審査に当たっては、各常任委員会の所管ごとに審査を行いたいと思います。

このような進め方でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） では、そのように進めさせていただきます。

それでは、令和2年度滑川町一般会計決算の審査を行います。

最初に、総務経済建設常任委員会の所管の審査を行います。

質疑に入る前に、各担当課、局の説明員の方がおりますので、各担当課長、局長から説明員の紹介をお願いいたします。

最初に、小柳総務政策課長、お願いいたします。

○総務政策課長（小柳博司） おはようございます。総務政策課長の小柳でございます。よろしくお願いたします。

総務政策課説明員につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○総務政策課副課長（大林具視） おはようございます。総務政策課副課長の大林でございます。よろしくお願いたします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） おはようございます。総務政策課人権・自治振興担当、齋藤でございます。よろしくお願いたします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） おはようございます。総務政策課財政担当の清水と申します。よろしくお願いたします。

- 総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） おはようございます。総務政策課企画調整担当の久保島と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務政策課主事・総務担当（強瀬利賀） おはようございます。総務政策課総務担当の強瀬と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務政策課主任・総務担当（武内章泰） おはようございます。総務政策課総務担当の武内と申します。本日はよろしくお願いいたします。
- 総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 総務政策課秘書広報担当主任の鎌田と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務政策課長（小柳博司） 以上8名でご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（宮島一夫委員） 次に、木村会計課長、お願いいたします。
- 会計管理者兼会計課長（木村俊彦） おはようございます。会計課長の木村でございます。説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。
- 会計課副主幹・会計用度担当（金井淳子） 会計課会計用度担当、金井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会計管理者兼会計課長（木村俊彦） 本日は、私と説明員の2名で説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員長（宮島一夫委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いいたします。
- 町民保険課長（岩附利昭） おはようございます。町民保険課長の岩附でございます。説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 町民保険課副主幹・町民担当（高坂真理子） おはようございます。町民保険課町民担当、高坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 町民保険課長（岩附利昭） 以上2名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（宮島一夫委員） 次に、篠崎税務課長、お願いいたします。
- 税務課長（篠崎仁志） おはようございます。税務課長の篠崎です。よろしくお願いいたします。説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。
- 税務課副課長兼主席主幹・管理担当（高坂克美） おはようございます。税務課管理担当の高坂と申します。よろしくお願いいたします。
- 税務課主幹・資産税担当（大熊緩子） おはようございます。税務課資産税担当の大熊と申します。よろしくお願いいたします。
- 税務課主任・町民税担当（岸 恵子） おはようございます。税務課町民税担当の岸と申します。よろしくお願いいたします。
- 税務課長（篠崎仁志） 以上4名で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 委員長（宮島一夫委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いいたします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○産業振興課副課長兼主席主幹・土地改良担当（福島吉朗） おはようございます。産業振興課副課長・土地改良担当、福島です。よろしくお願ひいたします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） おはようございます。産業振興課農林商工担当、吉野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○農業委員会主任・農地担当（鯨井丈晴） おはようございます。農業委員会事務局農地担当の鯨井と申します。よろしくお願ひいたします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 以上4名で説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 次に、稲村建設課長、お願ひいたします。

○建設課長（稲村茂之） おはようございます。建設課長の稲村です。よろしくお願ひをいたします。

建設課の説明員でございますが、各自自己紹介とさせていただきますので、お願ひいたします。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） おはようございます。建設課道路整備担当副主幹の江森です。本日はよろしくお願ひいたします。

○建設課副主幹・管理担当（松葉良次） おはようございます。建設課管理担当、松葉と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○建設課副課長兼主席主幹・開発指導担当（神田 等） おはようございます。建設課副課長開発指導担当の神田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○建設課主任・都市計画担当（鹿沼智裕） おはようございます。建設課都市計画担当の鹿沼と申します。よろしくお願ひいたします。

○建設課長（稲村茂之） 建設課、以上5名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 次に、島田議会事務局長、お願ひいたします。

○議会事務局長（島田昌徳） おはようございます。議会事務局長の島田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議会事務局主事・庶務担当（田島百華） おはようございます。議会事務局庶務担当の田島と申します。よろしくお願ひします。

○議会事務局長（島田昌徳） 以上2名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（宮島一夫委員） 各担当課、局の説明員の紹介が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑は委員ごとに1回とし、一問一答40分間とします。また、質問と回答については、質問者は質問席で行い、回答者は自席でお願いします。

それから、委員長権限で、質問者、答弁者は着座のまま質問、答弁を行って結構です。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合は、自ら指名をお願いします。

質疑ありませんか。

吉野委員、お願いします。

○13番（吉野正浩委員） おはようございます。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時16分）

再 開 （午前 9時17分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

○13番（吉野正浩委員） おはようございます。13番、吉野正浩です。よろしくお願ひいたします。

139ページで、国民健康保険特別会計の関係なのですが、国民健康保険税の収納ということで、税務課が担当しているということですので、ここの総務経済建設常任委員会所管ということで質問させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

139ページの国民健康保険税ということなのですが、トータル的にはこれは現年分と過年分が入ってしまっている数字になっていますけれども。

○委員長（宮島一夫委員） 税務課。

○議会事務局長（島田昌徳） 特会と別です。特別会計は別会計ですので。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。ただ、所管が税務課ということを知ったのです。税務課長が特別会計のときにいなくなってしまうと聞けないので、ここでお願いしたほうがいいのかと思ひまして。

○委員長（宮島一夫委員） では、税務課長、お願いします。

○13番（吉野正浩委員） それでは、進めさせていただいてよろしいですか。

健康保険税の現年の収納率の件です。監査委員から令和2年度の関係について、若干収納率は上昇したが、依然として低いと指摘を受けております。滑川町行政報告書では、昨年度より0.37上昇し、94.42%となっております。しかし、令和元年度の統計があったので、見させていただきました。そうすると、現年分の収納率は94.11%で、県内63市町村中31位、県内23町村中20位と低迷しています。国民健康保険は、加入者が保険税を納め合い、そこから医療費を支出する相互扶助制度です。国民健康保険はどこの自治体も財政状況が厳しく、一般会計から法定外繰入金を支出して収支の均衡を図っています。法定外繰入金につきましては、国保の被保険者以外の税を充当することから、多額の繰入金は一般会計を圧迫させるので、制度上好ましくないとされております。

そこで、税の公平負担の原則から、収納率の向上についての考えをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（宮島一夫委員） 税務課、お願いします。

○税務課副課長兼主席主幹・管理担当（高坂克美） 税務課管理担当の高坂です。お答えします。

税務課では、税負担の公平性の確保と収納率向上のために滞納整理業務に当たっております。厳しい経済状況の中、ほとんどの方に納税いただいていることに大変感謝しておりますが、納税に対して誠意が感じられない方には厳しく滞納処分を行っております。しかし、財産の差押えなどは一時的なものですから、納税が困難になったらすぐに相談に来てもらいたいと考えているところであります。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員、どうぞ。

○13番（吉野正浩委員） 税の滞納につきましては、税金ですので、地方税法に基づいて滞納処分するというのが大原則だと思うのですが、国保税の滞納について、段階的にどのような形での対応を取っているかお聞きいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 税務課、答弁をお願いします。

○税務課副課長兼主席主幹・管理担当（高坂克美） 税務課管理担当、高坂です。お答えします。

国保税を納めないで納期限を経過した場合について、段階的に申し上げますと、まず納期限1か月経過後に督促状を郵送いたします。続きまして、2か月経過したときに期別催告書を郵送しております。次に、10月、2月、4月にまとまった催告書を郵送しております。次に、その督促、催告を郵送した結果、納税相談を窓口や電話で実施しております。分割納付を行っていただいております。続きまして、滞納繰越になってきますと、預貯金や生命保険等の財産調査を行います。続きまして、悪質滞納については差押えを行ってまいります。一方、納税資力がいない場合には滞納処分の執行停止を行います。

以上になります。

○委員長（宮島一夫委員） どうぞ、質問してください。

○13番（吉野正浩委員） 税法的には、そういった滞納処分ということで正しいかと思えます。

1つに、あと国民健康保険税という特殊な税ですので、町のほうで保険者証の留保とか資格証明書の交付をすとか、そういう対策を決まりできちっとできてやっていると思うのですが、そういったものの実績についてお聞きします。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時26分）

再 開 （午前 9時26分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

○13番（吉野正浩委員） 先ほど私が申し上げたとおり、国民健康保険というのは相互扶助でありまして、赤字分を一般会計予算から繰り入れているという、人によっては自分に関係ない国民健康保険の赤字補填に税金を回しているという、そういう意識の下に、やはりちょっと国民健康保険税の収納率が滑川町は低いかなと思いますので、その点もよくお願いしまして、徴収のほうをしっかりとやっていただきたいと思います。

続きまして、よろしいでしょうか。90ページです。2目道路維持費、11節役務費の手数料です。そこに町道の草刈り払い作業員手数料180万円が決算されています。この作業の内容をお伺いします。

○委員長（宮島一夫委員） 建設課、答弁をお願いします。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森、吉野委員さんのご質問にお答えいたします。

地方自治法施行令第167条の2によりまして、令和2年4月1日に公益社団法人滑川町シルバー人材センターと1年間の特定随意契約を締結いたしました。作業の内容といたしましては、主に幹線道路や通学路等の合計約59キロメートルの草刈りと集草のほうを実施しております。

以上、回答とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 手数料ということですので、当然決算が180万円ということで、使い切っているようなのですが、これは内容的にはシルバー人材センターと契約をして、180万円の範囲内で通学路、幹線道路の59キロメートルを維持管理しているということですのでよろしいですね。

これにつきまして、作業日誌等の報告等はきちっと受けているのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 建設課、答弁をお願いします。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森、吉野委員さんのご質問にお答えいたします。

1か月ごとに業務報告書のほうを提出していただいております。その報告書には、作業日、作業者、作業時間、作業箇所、作業内容等の報告をしていただいております。

以上、回答とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ここのところずっと雨が続きまして、道路脇の民地の竹とかが実際非常に垂れ下がってきてしまっていて、通行の妨げになっているような部分も見受けられます。そういった民地とかから出てきてしまった竹が雨でこうなっている場合なんかは、こういった場合はどういうふうな対応をしているのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 建設課、答弁をお願いします。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森、吉野委員さんのご質問に

お答えいたします。

基本的には、民地から出た竹等につきましては、その土地の所有者の方に伐採等をお願いしております。ただ、緊急性があって、今すぐ通行の妨げになるような場合には、町職員が直営で応急措置のほうを対応しております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。そのような臨機応変な対応を今後も続けていていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） ほかにございますか。

阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。よろしく願いいたします。

行政報告書に基づいて、まず質問していきたいというふうに思います。まず、5ページの町税の項で、法人町民税がマイナス1億3,275万8,000円の大幅な減収ということになったということなのですが、この内訳、どういった事業所がどういったような、どういった規模の事業所がどういったふうな減収になったから税収が減収になったのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（宮島一夫委員） 税務課。

○税務課主任・町民税担当（岸 恵子） 税務課町民税担当、岸が答弁させていただきます。

やはり大きい事業所さんに非常に影響があったというところになっております。一番大きいところだと、会社名を申し上げますと_____です。こちらは、調定額のほうが3,510万8,000円というところで減少になっております。次に大きいところだと、_____, こちらが3,029万6,100円というところで減少になっております。こういった形で、大きい企業さんのほうが大きい額が減収という形になっております。あと、ほかに1,000万円以上というところで減収になっているところだと、_____ですとか、_____というところが減少になっております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時33分）

再 開 （午前 9時35分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

では、税務課、答弁をお願いします。

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部委員のご質問に答弁いたします。

まず、先ほどの企業名、____、____、____等につきましては、訂正をさせていただきます。

法人のほうなのですけれども、9号法人、それから8号法人等、大企業のところがそれぞれ経営のほうが悪化しまして、その分、調定のほう、収入のほう、マイナスとなったことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） この1億3,275万8,000円のうちのこの8号、9号でどのくらいの割合ですか。

○委員長（宮島一夫委員） 税務課、答弁をお願いします。

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部委員の質問に答弁いたします。

割合のほうは出しておりませんが、マイナス1億3,200万円ということで、かなり大きな割合で減になったということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願いします。

○14番（阿部弘明委員） それでは、率と金額について、後でもいいですから教えていただければというふうに思います。いずれにしても、かなりの割合でこういった大企業と言われているところが減収になっているということだというふうに思います。

続いて、総務のほうにも聞きたいのですけれども、この法人町民税の減収については、かなり見込んであるというふうに思うのですが、よく言われているリーマンショックのときなどと比べてどんな感じなのでしょう。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課・財政担当、清水から答弁をさせていただきます。

町民税の法人税における法人割の減収ということでご質問いただきましたけれども、今回令和2年度につきましては、減収補填債のほうを発行させていただきました。この減収補填債につきましては、法人税の法人割についての減収部分について、こちらの起債のほうを充てることができます。

ただ、ちょっとリーマンショック時と比較することができないのですが、この減収補填債を発行する中でどれだけ減少するかという推計のほうはさせていただいております。この推計につきましては、普通交付税の基準財政収入額の数値を算定し、どれだけ収入があるかという数値をまず出し、そして現状としてどれだけ収入があったかということで、その差額分を減収補填債として借入れをさせていただいているところでございます。

金額で申し上げますと、今回法人税割につきまして減収補填債のうち8,940万円ほど、こちらのほうが減収になったということで、減収補填債のほうは発行させていただいておりますので、こ

らの数値のほう、ご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願ひします。

○14番（阿部弘明委員） 今のお話なのだけれども、標準収入額として見込まれる、要するに補填債が入って見込まれるというふうになると、それだけの交付税についてはどういうふうになるのですか。交付税は、その分は収入があったということになるから、その分についてはマイナスになるということになるのですよね。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、お願ひします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課・財政担当、清水から答弁をさせていただきます。

阿部委員さんおっしゃるとおり、減収補填債の発行によりまして基準財政収入額における補填がありますので、その分収入額が増えるということになります。したがって、普通交付税の額につきましては少なくなるという考え方でおります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願ひします。

○14番（阿部弘明委員） 私は、昨日お聞きしましたけれども、こういったときの措置としては、やはり補助金という現ナマで、現ナマというと変ですけども、よこすのが基本だというふうに思うのです。それを補填債だとかということで借金を担わせて、それを交付税で返していくというような複雑なやり方で、はっきり言ってこれが丸々返ってくるわけではないわけだから、そういったようなことも併せて、いわゆる大災害ですから、こういったときに地方自治体が最低限の仕事をしなければいけない、この役割を担っている交付税なので、ここを値切るようなことをやらせては駄目だというふうに思うのです。そのことをまた強く申し上げて、町からも国、県への要望を引き続き出していただきたいというふうに思います。今回もそういった財政措置についての意見書が出るということですけども、その辺についてもぜひお願ひしたいなというふうに思います。

あと、財政関係で、ちょっとこれは本当に質問なのですけれども、この財政報告書の11ページの実質収入比率が昨年度から比べて大きく、3.6から8.1に上がって、自主財源が減っているわけなのですけれども、この見方をもう一度ちょっと改めて教えてください。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課・財政担当、清水から答弁をさせていただきます。

まず、行政報告書の11ページの自主財源の金額かと思いますが、令和2年度につきましては35億2,078万円の自主財源でございました。行政報告書の中段に、①、自主財源、依存財源の推移ということで記載がありまして、自主財源は町税や分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入と、こちらの金額の合算ということで、自主財源の金額のほうの数値が出ております。

そして、2点目といたしまして、11ページ上段の表の下から4番目になるかと思いますが、実質収支比率という比率でございますが、令和2年度は8.1%という数値が出ております。この実質収支の比率につきましては、標準財政規模を分母といたしまして、令和2年度の実質収支額3億6,867万8,000円を分子といたしまして、この割合を数値として計上させていただいております。

なお、標準財政規模につきましては、3つの数値の合算額でございます。まず標準税収入額と呼ばれる普通交付税の算定におけるどれだけその自治体が自主的な財源が得られるかという数値が標準税収入額、2点目といたしまして普通交付税の額、そして3点目といたしまして臨時財政対策債の発行可能額、この3つの数値の合算が標準財政規模になりまして、金額で申し上げますと45億2,892万6,000円でございます。分子といたしまして3億6,867万8,000円でございますので、こちらの割合として8.1%という数値のほうが算出できます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願いします。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。いずれにしても、今年度も非常に大変な状況だというふうに思いますが、そういったようなことも、やはり財政というのはとにかく今のこういった状況の中では、それがあかないかでもう命に関わる問題になりますので、ぜひしっかりとお願いしたいというふうに思います。

あとは、ふるさと納税のことがどこにも……分かりますか。その件でよろしいですか。今どこにあったのか、ちょっと今探せなくなってしまったので。ふるさと納税について、一般質問などでもいろいろ話題になってきているわけなのですけれども、町の考え方を改めてお聞きしたい。要するに、菅さんが始めたわけですけれども、しかしいろいろ問題があって、とにかくアマゾンのそういった商品券がもらえるだとかというようなことで加熱をしてきた経過があるのですけれども、そういったような中で不公平感が非常に強いと。そもそも自分たちが住む自治体に払わなければいけない税金がほかのところへ行ってしまうというわけですから、それははっきり言って地元のサービスを受けているわけだから、それは非常におかしな制度だなというふうに私も思うのですけれども、改めてお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長の小柳でございます。

ご質問いただきました内容につきましては、阿部委員先ほどおっしゃったとおり、過日の一般質問のほうでも答弁をさせていただきました。町の考え方でございますが、基本的なところを申し上げますと、このふるさと納税の制度によって、よい自治体と悪い自治体が出てくるというのが現状かと思っております。こういった制度自体、町といたしましては非常に疑問のある制度であるという考えが基本でございます。

しかしながら、一般質問の回答でも申し上げましたように、現在税金が市場に出ているという現

状もごございます。町といたしましては、この関係につきまして、今後関係課、局と協議を持ちながら対応を図りたいという考えでございます。

加えて申し上げれば、今回のこのふるさと納税の制度、基本的には地方交付税により国がしっかり対応すべきものだという考えでございますので、その点申し上げさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願いします。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

例えば大阪府で今始まったようなのですけれども、医療従事者を支援する新型コロナウイルス助け合い基金を設立して、この基金への寄附が今どんどん増えているというようなことも報道されています。そういったような、本来やはり自分の自治体をどう守ったり、また財政が大変だと言えば、こういったところに使ってほしいというような住民の皆さん、そういった気持を持っていらっしゃる方が多いというふうに思うのです。そういったようなことも含めて、いろいろ検討する必要があるのではないかなというふうに思います。改めてお聞きいたしました。ありがとうございました。

続いて、町民保険課だと思うのですけれども、よろしいですか。51ページに自動交付機のことについて記載されておりますが、自動交付機の利用率52.8%ということ、半分以上がこの機械を使っているということなののですけれども、もう期限が来るとなくなってしまうような話もあるので、これは何とか、やはりマイナンバーが使えるような人はマイナンバーを使ってよろしいというふうに思うのですけれども、そうではない人のための機械は、継続してどうやったら残せるかというようなことも含めて、検討はできないのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副主幹・町民担当（高坂真理子） 町民保険課町民担当、高坂が阿部委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、こちらの自動交付機の利用状況なののですけれども、毎年少しずつ利用の増加傾向がございまして、それで、自動交付機の維持費なののですけれども、こちらが保守委託料としまして月10万円です。それで、年間120万円ほど料金がかかっております。また、こちらのほうが令和6年の11月に保守契約、リースが終了する予定でありまして、現在マイナンバーカードの交付率が30%を超えているところですので、今後はまずマイナンバーカードでコンビニで住民票、印鑑証明などを取得できるように話を進めているところではございます。

ただ、阿部委員のおっしゃるように、マイナンバーカードをつくっておられない住民の方がまだ多くいらっしゃいますので、そういった皆様方が自動交付機が使えるようにするのか、それともマイナンバーカードの移行と、あとは窓口で住民票、印鑑証明が発行できますので、そちらで対応していくのか、ちょっとその辺りを今協議中でございます。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願いします。

○14番（阿部弘明委員） マイナンバーが使える人は使っていると思うのですが、やはりマイナンバーを持つのは嫌だという人もまだまだたくさんいらっしゃいますから、そういう意味ではこの交付機が非常に便利だし、使い勝手もいいのです。そういったようなことを考えて、住民サービスが損なわれることのないようにお願いしたいというふうに思います。今ご検討中ということであれば、ぜひそういう方向も検討いただければというふうに思います。

あとは、建設課の道路整備なのですけれども、道路整備事業で雑草の問題が言われるのですが、これは97ページです。雑草を刈るのについて、なかなか今の時期また大変な状況になっていまして、何とかしてほしいなというふうに思うのですけれども、とりわけ私の近くに市野川通線の広い道路があるので、あそこはすぐ草ぼうぼうになって、もうとにかく人が歩ける状況でなくなってしまうのですが、そこをちょっと草刈りで今のところやっているわけなのですけれども、あれを例えば草が生えてこないような砂利を敷くとかなんとかというふうな、そういったようなお考えはないでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 建設課、答弁をお願いします。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当の江森、阿部委員さんのご質問にお答えいたします。

市野川通線の雑草対策につきましては、雑草を防ぐシート等の設置は今のところ考えておりません。やはり通行量も少ないですし、シートも風で飛んだりとか、結構メンテナンスが必要になってしまいますので、もし草刈りが必要であれば、その都度肩かけで草を刈るというような対策をしていこうと思います。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願いします。

○14番（阿部弘明委員） ちょっとよく分からないのだけれども、草刈ることの費用を考えると、そういったような措置をしてしまったほうが、要するに学校橋から高橋の間は一応草が生えないような処理をしているわけではないか。そこから、学校橋からその先がずっともう草ぼうぼうになると。あれは、もうあれだけ生えてしまったら人も歩かなくなってしまうというふうに思うのです。わかりますか。お願いします。

○委員長（宮島一夫委員） 建設課、答弁をお願いします。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森、阿部委員さんのご質問にお答えいたします。

すみません。詳細な場所につきましては、場所がひよっとしたら河川の可能性もありますので、河川なのか道路なのか、ちょっとその辺を確認したいと思いますので、後で教えていただければと思います。すみません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願いします。

○14番（阿部弘明委員） あと、ちょっといろいろあるのですけれども、この間の一般質問でも行ったのですけれども、マイナンバーカードの普及促進ということ、デジタル庁もつくられて、ますますそういった方向になっていくだろうなというふうに思うのですけれども、個人情報保護の問題については一般質問でもやりましたけれども、改めてきちんと整備をしていかないといけないのかなというふうに思うのです。国のほうは、個人情報については、個人情報よりもどれだけ情報を使うかと、利活用という前のめりな感じで今回のデジタル庁になっています。ですから、これから保険証と一緒にするとか、免許証に使えるとか、様々やってきているわけなのですけれども、そういったようなのを今度どうしても利用させなければいけないような方向に、例えば生活保護の受給者が医療扶助を受けたいという場合にマイナンバーカードが必要だと、提示を求めるといようなことに今なってきているのです。そういったようなことにつながっていくのだということを改めて言っておきたいなというふうに思うのです。

確かにマイナンバーカードを取得したいと、便利だというふうに思われる方もいらっしゃるだろうし、マイナポイントがもらえるとかいうようなこともあって、普及が促進されるのだろうというふうに思いますけれども、非常にそこが危ういのです。今ヨーロッパ諸国では、個人情報をどう保護するかということで様々な規制をつくって、それをヨーロッパで統一させて、日本もそういった個人情報のやり取りがありますから、そういったようなところも含めて、日本もそういった規制をかけなければいけなくなってきているわけなのだけれども、一方でもう規制緩和でどんどん、どんどんやっていきたいというような、こういったデジタル庁の発足がますますそれを加速させていくような感じになっていますので、しっかりと個人情報をどう保護するかという、町の個人情報保護のための様々な機関があるだろうというふうに思うのですけれども、そういったような活用とか、今後の見通しについてちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 総務政策課秘書広報担当、鎌田より答弁をさせていただきます。

先ほど成立された整備法に基づいて、自治体における個人情報の保護に関する法律についても改正が予定されているところでありますが、詳細については来年の春をめどに国のほうからガイドラインが示される予定となっております。

ただし、国のほうで示しているタスクフォースが示している素案によりますと、国や自治体、あるいは地域や官民ごとに定められていた個人情報の保護に関する法律を一体的にする、一元化するという目的から、条例において自治体ごとに個別の規定を設けることが少し難しくなるような予定となっております。ただし、自治体において独自の定めができる部分などもありますので、今後現在の自治体、滑川町が持っている個人情報保護条例と国が改正を予定している個人情報の保護法の

読み込みとすり合わせを行いまして、滑川町に合ったよりよい個人情報保護の政策というのを進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願いします。

○14番（阿部弘明委員） 来年から施行されるわけです。そういったようなことを考えると、国がそういった法律をつくって、それに合わせさせられるということなるわけだけれども、これまでのと
いうか、町がもっと必要だと、保護について規制がもっと必要だということになれば、その法律以上のものを条例によって決めるということはできるというふうに思うのです。そこは、やっぱり町も頑張してほしいなというふうに思います。

もう一つよろしいですか。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員、お願いします。

○14番（阿部弘明委員） これはここでよろしいかと思うのですけれども、町の脱炭素に向けた政策の中で、ちょっとまたこれ分からないのですけれども、その中にあったのですが、この間町が進めてきた防犯灯のLED化によって、基準値が達成したというような記載がどこかにあったのですけれども、それでもよろしいのかというような感じもするのですが、どうでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時05分）

再 開 （午前10時05分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

○14番（阿部弘明委員） では、それはそれでします。ありがとうございました。

私の質問は以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時06分）

再 開 （午前10時15分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開いたします。

質疑はありますか。

井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 井上奈保子です。何点か質問させていただきますので、よろしく願い
いたします。

執行部におかれましては、令和2年度の3月頃から急にコロナが発生しておりまして、財政面に
おきまして大変厳しい面に向かってきておりまして、そんな中で地方創生臨時交付金が出まして、

そういうものも活用して今回はいろいろなことの執行ができていたのかと思いますが、その状況も大変だったと思いますが、予算に対しての執行はできているというような、そういう判断を私はさせていたいただきたいと思います。

そんな中で、2点ばかり質問をさせていただきますが、まず1点は行政報告書の32ページをお願いいたします。子ども110番の家についてですけれども、この中で町内の108件に安全、安心を図るための協力をいただいているということが載っておりますが、今大変子どもに対しての事件が増えております。交通面あるいは防犯面におきまして、子どもが大変危険な目に遭う場面が多々ございまして、学校側、そしてまたご家庭にとりましても、子どもさんの登下校につきましても本当に大変心配が多いと思いますが、昨年度におきまして子どもさんが登下校の際に何か大きな問題があったかどうか、そしてまた子ども110番の家がそのこと等についてどのように関わったことが、そういうような件があったかどうかをお聞きしたいと思います。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤が井上委員さんの質問に対してご答弁申し上げたいと思います。

子ども110番の家につきましては、町内の個人営業主さんや一般家庭、そういった方、108件の方に登録いただきまして、活動というか、何かあったときの駆け込みというような形で、玄関やそういったところに表示をさせていただいて、活動していただいているところでございます。私どものほうに、登下校中にそういったご家庭に昨年駆け込みがあったとか、そういった報告というのは今のところ昨年の段階では受けておりませんでしたので、以上報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 井上委員、お願いします。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。登下校を見ますと、通学ボランティアさんが緑色のチョッキを着て、帽子をかぶって、本当に目立つ様子で子どもさんの引率等を行っております。また、下校時もボランティアさんで見守って帰られている様子をよく私も見かけますけれども、110番の家と、それから通学ボランティアさん、その人たちのおかげで子どもさんが安心して登下校ができるという、これは家庭におきましても心配なく登下校できるので、安心できるのかなというふうに思っておりますが、この110番の家も大変だと思いますけれども、子どもさんを見守っていただくということで、私も本当に感謝しておるところでございますけれども、これからは子どもさんに対しての心配、これがこれからはないことを私も希望したいと思いますので、町としましてこれからはぜひ子どもさんの登下校につきましても細心の注意でこれからは進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、報告書の37ページをお願いいたします。一番下の小規模契約希望者登録制度のところでございます。私いつもこのことを質問させていただいているのですけれども、ここを見ますと

登録者が21社ということがここに書いてありますが、この事業者の中で実際に小規模の事業を請け負った会社というか、事業者は何件ありましたか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） 総務政策課企画調整担当、久保島よりお答えいたします。

小規模登録事業者の受注実績ですが、令和2年度は7社の企業が受注していただいております。以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 井上委員、お願いします。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。昨年始まった新型コロナウイルス感染の防止対策として、本当にいろいろなことが実施されておりましたけれども、例えば40ページの一番上のところに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業というのがありまして、ここで38事業をやったということがあります。その中で、分野別の主な事業としては、雇用の維持と事業の継続のところが書いてあります。そこでは11事業が行われていて、その1つ、小規模事業者等事業継続支援金事業というのがありますけれども、この事業に先ほど私が質問しております小規模の契約希望者制度に登録した人で、この交付金の活用の対象になった事業者は何社かおられましたでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時25分）

再 開 （午前10時25分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

産業振興課、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上委員さんのご質問に答弁させていただきます。

私どものほうと小規模の登録の関係なのですが、まだ対応ができていませんので、ちょっと調べさせていただいて報告という形でよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。このコロナ禍の下では、小規模の事業者にとっては、本当に大きい影響があると思います。できればそういう人たち対象に、事業の継続という意味で、この創生費の活用をその人たちにもぜひやっていただければ、もう少し小規模事業の人たちもこれからも事業を続けていけるのかなというふうに私は思いまして、質問させていただいたのですけれども、それではまた後ほどその答弁についてはいただきたいと思います。

私の質問は、以上2点で終わります。ありがとうございます。

○委員長（宮島一夫委員） 質疑ございますか。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、決算書のほうの16ページ、そして行政報告書のほうですと39ページになるのですが、行政財産の目的外使用許可についてお伺いします。決算書16ページ、真ん中辺に資材置場使用料1,419万円という収入があるのですけれども、ここの現状について教えてください。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水から答弁をさせていただきます。

こちらの金額につきましては、電車庫の南側にございますフジミ工研さんのほうに資材置場として貸出しをさせていただいている使用料の収入となっております。こちらの金額につきましては、議会のほうでも単価のほうの見直し等、ご意見のほうをいただきまして、今現在平米当たり1万8,000円という単価で貸出しのほうをさせていただいております。こちらの金額でございますが、学校用地ということで当初は土地のほうの購入をしたわけですけれども、平成27年度以降につきましては滑川町の総合振興計画においては学校用地としての位置づけから外れまして、一般の公共用地として位置づけをさせていただいているものでございます。現状、現地でございますが、学校用地ということで始まったわけでございますが、今現在様々な複合施設等の建設も町のほうでさせていただいておりますので、様々な要因がある中で、こちらにつきましては現在学校施設というものではなく、一般的な公共用施設の用地として位置づけをさせていただいております。現在フジミ工研さんのほうに貸出しをさせていただいております。フジミ工研さんにおかれましても、かなり高速道路等の資材の置場に困っているということで、こちらの用地のほうを貸出しをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 1,400万円という収入が入っていて、比較的大きな収入になっているとは思いますが、行政財産の目的外使用というものをずっと続けるということの展望ではないかと思うのですが、いつまでこの目的外使用を続けるのか、そのようなことについての計画や予定というのはありますか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水から答弁をさせていただきます。

こちらの行政財産の目的外使用の今後の予定でございますけれども、今現在様々な要因、学校建設も含めてですけれども、複合施設等の建設も様々な要因で今議論のほうをさせていただいている

ところでございます。現状といたしましては、フジミ工研さんのほうに2万6,281平米という面積になりますが、こちらのほうの貸出しをさせていただいております。

今後につきましては、引き続き複合施設等の建設の予定地につきましては、今現在総合体育館の隣ということで、検討委員会のほうから答申をいただいております。今後この金額につきましては町の大きな財源にもなってございますので、財産として所有し、現状の利用方法について進めたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 大きな財源となっているというのは、以前にもお聞きした回答なのですが、ここがどうして町の行政財産となっているかということ、もともとは学校の建設用地であったと。そして、個人の所有者の方も学校の建設用地だからということで町に売却したと思います。そして、東武鉄道からの寄附が主要な用地を占めていると思うのですが、東武鉄道がなぜ所有しているかということ、元を遡ってみればやはり近隣の住民が駅ができるからということで売却はしていますが、そういう目的のために、目的を限定して提供した土地だと認識しています。だから、東武鉄道も寄附をしたのだと、目的がある程度絞られているので、勝手に使うことはできないので、寄附をしたのだと私は思っています。

その中で、やはり用途としては、もともとなぜ取得できたかということでは、学校用地だからという思いがある中で取得し、行政財産となったという経緯があると思います。なので、今の状態をよしとせず、これはやはり学校用地または一般の公共用地となったのであれば、公共用地として使用するという前提で考えていってほしいと思っております。この点について、町長に伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町長、お願いします。

○町長（吉田 昇） 町長、答弁申し上げます。

財産を取得した経緯につきましては、今上野委員が申し上げたとおりでございます。あそこへ学校を造るということで、皆さんから土地の協力をいただき、東武からもそうした寄附をいただいたわけでございますから、今までずっと学校を造るということで経過をしてまいりました。しかし、学校は月の輪の地に造りました。今後これから人口が、滑川町は増えていますけれども、どんどん減っていくというような状況の中で、あそこへもう一つ学校を造る必要があるかどうか、需要があるか、その辺も一つ問題点はあろうかというふうに思いますが、その目的でございます公共用地として、今後何か活用していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。今の現状でよしとせず、ご回答のとおり公共用地として進めるという方針を持って続けていただきたいと思います。

次の質問に移ります。今の質問とも関連してくるのですが、決算書の46ページ、委託料のところ

で滑川町公共施設個別施設計画策定業務委託料1,765万円とあるのですけれども、こちらの策定業務のほうのこの金額での進捗状況、どのような状態になっているのかを教えてください。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水から答弁をさせていただきます。

決算書の46ページ、滑川町公共施設個別施設計画策定業務委託料、令和2年度につきましては1,765万3,052円という決算が出ております。進捗につきましては、本事業につきましては令和元年度及び令和2年度の継続費を設定し、2か年にわたり本計画書のほうの策定をさせていただきました。したがって、令和2年度で計画書の策定が終了したということで、進捗率につきましては計画書の策定は100%と報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。その中でなのですが、公共施設の個別施設ということで、集会所の位置づけというのはどうなっているのでしょうか。集会所というのは、公共施設個別施設計画に入っているのでしょうか、それとも地域のものとして入っていないのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水から答弁させていただきます。

今ご質問いただきました集会所につきましては、本計画書の対象外となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。96ページ、防災費のところの地上系防災行政無線施設再整備事業負担金504万円、そして行政報告書のほうですと34ページになるのですけれども、これが平成29年度から4か年計画で実施されて、今年の方の負担金504万円ということだと思っておりますが、行政防災無線を利用するに当たり、この金額以外に年間の経費や1回の放送当たりの経費というものは別途ありますでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁をお願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤が上野委員さんの質問に対してご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、町の防災無線とは別でございまして、県が各自治体に整備をしております地上系防災無線を再整備したときの町の負担分ということで、こちらの金額を出させていただいております。よって、特にこちらの地上系の防災無線を活用したところでの使用料というのは、かかっていないというのが実情でございます。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、今毎日のように防災無線、チャイムも含め、使われていると思うのですけれども、その防災無線ではこれはないということですか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

そのとおりでございます。通常時の町の防災行政無線とは別のものがございます。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、これが使われたこと、あるいは使われた事例ではどんなものがあるのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、各気象情報ですとかそういったものが随時、例えば熱中症アラートが発令されたときの情報がこちらの防災無線を通して町に伝わってきまして、そういったものを利用して、今度は町民の皆様にも町の防災無線を使いまして熱中症のアラートの注意喚起ですとか、また気象情報ですので、大雨の警報ですとか、そういった情報も随時、発令される場合にはこちらの県の地上系防災無線等に情報として流れてくるというような形になっております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

行政報告書のほうの34ページ、町のほうの防災行政無線のほうについてお伺いします。この放送実績について、34ページに書かれているのが迷い人関連12件、詐欺、不審者情報9件、その他9件とあります。チャイム等は件数に含めていないということなのですが、昨年度新型コロナの関係の放送がかなり入っていたと思うのですが、これの数というのは計上していないのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

新型コロナ等の喚起については、こちらの件数のほうには含まれておりません。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 含まれてはいないけれども、この防災行政無線放送実績の分類に入れてい

いものでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

注意喚起等につきましては、普段からのチャイム等と同じような形で通常時流しているものというふう実績として理解しまして、こちらには入れておりませんが、先ほど上野委員申し上げられたとおり、こちらの放送実績の中に含めてもいいものかというふうには考えております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。

この防災行政無線の使い方についてなのですけれども、ここに書いてあるような迷い人、それから詐欺、不審者等の注意喚起などが本来の目的なのかなと思います。コロナの関係でかなり流れているのですけれども、やはりもう1年半以上続く中で毎日のように流してしまうと、緊張感も薄れてきてしまうかなと思います。チャイムと同じよう形に、子どもたちも暗唱したりしていますので、ちょっと緊張感という意味で、非常時の放送というところから少し離れてきているのかなと思います。なので、本来の目的に立ち返り、例えば緊急事態宣言が出たときだけ流すであるとか、あと必要性があるのであれば、皆さんの関心が高い予防接種のところ、どうしてもお知らせする必要があるのであればそこで使うであるとか、そのようにコロナに関する放送を緊急という観点からもう少し見直すべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

上野委員おっしゃるとおり、これが慣例化してなかなか町民の方に届かないというようなことであれば、やはりそういったところについては、そういった意見を真摯に受け止めまして、今後活用方法を見直していく必要があるかと思っておりますので、そちらにつきましては意見として承りまして、今後努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ある程度費用をかけて整備したものでありますが、やはりいざ台風のときには外での放送は全く聞こえませんが、コロナですと、例えば電車に乗って都内等に出ている方に向けての注意喚起のほうが必要だったりとか、いろんな事情があると思います。なので、防災行政無線だけではなく、今町でも活用していると思うのですが、メール等も届く人たちの層や範囲が違ってきますので、使い分けをしながら効果的に使っていくことを考えていただきたいと思います。

そう考えますと、昼や3時、そういった時間に家にいる人たちというのを考えますと、地元でお

仕事されている方、それから自宅にいがちな方、引き籠りがちな方というのもやはり入ってくると思います。コロナで自殺率が上がったりだとか、自殺に至らないまでもコロナ鬱というものはもうかなり人が持っていると思います。そういう人の在宅率というのは比較的高いと思います。それから、飲食店の方も地元においてお仕事をされていてあの放送を聞くと、やはり経営難、かなり厳しくなってくると、あまりいい気持ちで聞けるものではないのかなと思います。そう考えると、地元で外に向かって流す放送として、プラスの面とマイナスの面、マイナスの面の作用のほうも考えながら、防災行政無線の使い方を吟味していただけたらなと思います。こちらは要望です。

次の質問に移ります。行政報告書の44ページの徴収確保対策についてなのですが、やはり新型コロナの影響で、個人、法人とも税収は厳しい状況というふう聞いておるのですが、この文書催告を見ますと、令和元年度から令和2年度に向けて催告数は下がっています。分納誓約も下がっています。差押さえについては、給与のところだけかなり上がっているのですが、全体数としては上がっているのですが、激増という感じではありません。そして、徴収猶予は新型コロナ特例ということで上がっています。実際のところ、徴収の現場で感覚としては町民の方が税金を納めるに当たって、納めるのに苦しい状態になっている方というのはどのぐらいいらっしゃる感じなのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 税務課、答弁をお願いします。

○税務課副課長兼主席主幹・管理担当（高坂克美） 税務課管理担当、高坂です。お答えします。

実際町民の方で苦しい状況になっている方というのは、分納誓約でお問合せいただく方とか、徴収猶予の申請をされた方ということで感じている範囲でございまして、どのぐらいということですが、この行政報告書に載っております分納誓約で135件、徴収猶予で43件という、数的にはこの件数を把握しておりまして、そのほか潜在的に苦しい方、大変な方いらっしゃると思いますけれども、想像しますけれども、把握できるのはお電話いただいたり申請いただいた方となります。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） このページにある数字を見る限りでは、税金の収納というのはあまり滞ってはいないのかなという印象を受けるのですが、昨年度コロナ対策で国のほうも、もちろん町のほうもいろいろな救済対策を講じてきていると思います。それが功を奏して、あまり税金の滞納にはつながっていないという流れの認識でいいのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 税務課、答弁をお願いします。

○税務課副課長兼主席主幹・管理担当（高坂克美） 税務課管理担当、高坂です。お答え申し上げます。

毎月、月末に収納率が出ますので、その推移を見ておきますと、コロナの影響で前年と対比して大分下がるのではないかと予測しながら毎月収納率を見ておりましたが、どういうわけか前年より

収納率がよいので、ちょっと不思議ですけども、原因も分からず見ておりまして、大変納税について真面目な方が多いのだなと思っております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。このページの数字を見て、私も意外だなと同じような印象を持ったので、お聞きしました。

次の質問に移ります。行政報告書の7ページに関してで、全体的なことになるのですが、令和2年度の予算はかなり厳しい財政状況になるだろうという見込みの下で、リーマンショックのときの税収減等を参考にしながら予算を立てたというふうになっていたと思います。そして、決算が出たところで、もともと厳しくなるだろうという予測の下、通常とは違う形で立てた予算ですので、そこからのプラスマイナスというのは、経年的な比較をする上では少し違うものになるのかなと思います。

この決算額が出たところで、実際のところ減収を見込んで立てた予算であるとか、厳しめに見て立てた予算に対して、今税金のことをお聞きしましたが、意外に収納率は悪くならなかったなどという実際のところの数字が出てきたところで、厳しいだろうという見込みに対して決算が出たところで、実際に厳しかったのか、それともリーマンショックのときと同じように見ていた割には、状況としてはよかったのか、その辺の総括的な感想になってしまうかと思うのですが、数字の上ではどのような感触を得られているかということをお聞きしたいのですが、

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水から答弁させていただきます。

令和2年度決算における決算額につきましては、行政報告書7ページ、令和2年度の合計額に記載があるとおり、86億2,617万7,000円という数値のほうが出ております。令和元年度と比較いたしますと、プラスで22億4,052万3,000円ということで、率にいたしますとプラスで35.1%の増額となりました。しかしながら、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、新型コロナ関連の事業というのが多く実施となりました。例えば年度の当初で補正予算をさせていただいた特別定額給付金事業、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、またそのほか福祉関係等、またコロナワクチン事業等も多くありましたので、単純にこの決算額を見て、どれだけ影響があったかということは大変難しいお話になるかと思いますが、1つの数値をご報告申し上げたいと思います。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症による経費ということで、財政担当のほうで算定をさせていただきました。この歳出決算額の約86億円のうち、新型コロナの関連の経費というのが約23億2,500万円ほどの関連経費がございました。したがって、歳出決算額における27%の経費については、新型コロナの関連の経費としてある程度の予想をすることができます。したがって、

今年度の86億2,617万7,000円から23億2,500万円の数値を引きますと、約63億円ほどとなっております。そうしますと、前年度と比べまして、多少は決算額のほうは下がるかなというようなこととなりますので、令和2年度につきましてはコロナの感染で、特に福祉の関係においては当初予算として見込んでいた歳出の予算額に対して、病院の控えですとか、そういったこともありまして、なかなか執行率が高くならなかったという経緯もありますので、総体的なことではちょっと申し上げることは大変難しいお話になると思いますけれども、前年度と同じような決算額の推移にはなったのかなというような印象は少し持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ちょっと答えにくい質問だったかもしれないのですが、大体知りたいことはお答えいただいたと思います。ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和2年度滑川町一般会計決算の総務経済建設常任委員会の所管の質疑を終結します。

暫時休憩とします。再開は午前11時15分といたします。

説明員の皆さんには大変ありがとうございました。入替えをお願いします。

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

休 憩 （午前10時57分）

再 開 （午前11時15分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

先ほどの井上委員の質問に対して、産業振興課より発言を求められていますので、これを許可します。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、宮島委員長の発言の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほど井上委員さんのほうのご質問の中で、小規模事業者等支援事業と、それと小規模契約希望者、こちらの関係の数字を先ほどお答えできませんでしたので、回答させていただきます。まず、私どもの小規模事業者等支援事業、こちらが昨年度97件ございました。そして、小規模契約等希望者、こちらが21件、先ほど担当のほうからお話しした21件でございます。

そんな中、こちらの21件中、4件の事業者の方が小規模の支援事業のほうに該当して交付をさせていただきました。4件交付でしたので、ご回答させていただきます。

以上でございます。

○委員長（宮島一夫委員） これより令和2年度滑川町一般会計決算の文教厚生常任委員会の所管の審査を行います。

質疑に入る前に、各担当課、局の説明員の方がおりますので、各担当課長、局長から説明員の紹介をお願いします。

最初に、木村健康福祉課長、お願いします。

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課の説明員につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 健康福祉課福祉担当、宮島でございます。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課主席主幹・高齢者福祉担当（関 静） 健康福祉課高齢者福祉担当の関と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） 健康福祉課福祉担当、富永と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課副主幹・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課主事・福祉担当（恩曾良平） 健康福祉課福祉担当の恩曾と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課長（木村晴彦） 以上6名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 次に、岩附町民保険課長、よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課主事・年金国保担当（村田仁美） 町民保険課年金国保担当の村田と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上2名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 次に、武井健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長の武井でございます。

健康づくり課、説明員のほうは自己紹介とさせていただきます。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（篠崎美幸） 健康づくり課保健予防担当の篠崎と申します。よろしくお願いたします。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当（西浦俊行） 健康づくり課保健予防担当の西浦と申します。よろしくお願いたします。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課健康づくり担当、西須と申します。よろしくお願いたします。

○健康づくり課長（武井宏見） 以上4名で説明員とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（宮島一夫委員） 次に、澄川教育委員会事務局長、お願いたします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。よろしくお願いたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田と申します。よろしくお願いたします。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） 教育委員会事務局教育総務担当、贄田と申します。よろしくお願いたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（市川明浩） 教育委員会事務局文化財保護担当、市川と申します。よろしくお願いたします。

○教育委員会事務局主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当の堀口と申します。よろしくお願いたします。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（強瀬和成） 教育委員会事務局生涯スポーツ担当、強瀬と申します。よろしくお願いたします。

○教育委員会事務局主任・図書館担当（矢島 歩） 教育委員会事務局図書館担当の矢島と申します。よろしくお願いたします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 以上7名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（宮島一夫委員） 次に、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田です。よろしく

お願いします。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 環境課生活環境担当、齋藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境課長（関口正幸） 以上3名で説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 各担当課、局の説明員の紹介が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑は委員ごとに1回とし、一問一答、40分間とします。また、質問と回答については、質問者は質問席で行い、回答者は自席でお願いします。

それから、委員長権限で質問者、答弁者は着席のまま質問、答弁を行って結構です。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合は、自ら指名をお願いします。

質疑はありませんか。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、決算書22ページ、教育費国庫補助金のところで、公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金2,368万円について、ここだけでなくGIGAスクール構想についてなのですけれども、この費目だけではなく、ここ歳入で、歳出等、いろんな項目にこの事業に関連する費用があるのですけれども、決算書上でGIGAスクールに関する費用、それから国庫補助金、それから町で持ち出すというか、町で支出した費用等をまとめた額を教えてくださいませんか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

GIGAスクール構想にかかった経費ですが、大きく2通りに分かれます。1つは校内LAN整備ということで、各学校にインターネットの通信網を整備したこと、それから2つ目にタブレットパソコンを整備したこと、この2つの事業に分かれます。それぞれについて、事業の経費についてご説明をいたします。

まずは、校内LAN整備でございますが、総額で1億98万円が合計の金額でございます。その財源内訳ですが、国庫補助金として2,368万9,000円、それから起債、借入れ、こちらが7,710万円、残りの19万1,000円、こちらについては一般財源のほうで賄っております。

続いて、タブレットPCの整備事業になります。こちらですが、総額が1億9,778万円でございます。このうち、国庫補助金が5,454万円、もう一つ、この整備につきましては新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金、こちらが一次、二次ということで2回に分けて充当させていただいています。こちらの臨時交付金の合計が5,670万円、残りの8,654万円、これをリースという形で分割で償還するような形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 100ページの下段、公立学校情報機器タブレットPC賃借料5,670万円というのが今おっしゃった最後のところのリースということで、金額も合うので、よいのかなと思うのですが、この賃貸料というのは何年かけて払っていくことになるのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁させていただきます。

リース期間につきましては、10年間でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、GIGAスクール構想を創設するに当たって、まず初期投資としてかかった費用が足すと大体2億9,000万円、3億円弱になるかと思うのですが、これが初期投資、設備投資にかかった費用として、これを継続して運営していくために、電気を使うものですし、機械ですので、費用がかかっていくと思うのですが、このGIGAスクール構想を維持するために、年間でかかってくる経費というのはどれぐらいを見込んでいますか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁させていただきます。

すみません。その前に、先ほどの答弁の中で、リース期間10年とお話ししましたが、申し訳ございません、5年の間違いでございます。訂正をさせていただきたいと思っております。

年間のGIGAスクールにかかる経費でございますが、今回のリース契約の中に5年間分のソフトのライセンス、それから5年間の機械の保守についても含まれてリースのほうを組ませていただいております。基本的には、こちらのGIGAスクールでかかる年間の費用というのは通信運搬費、インターネットに接続しますので、そちらの通信運搬が主な経費になるかと思っております。こちらにつきましては、まだ令和3年度からスタートしたばかりでございます。これから活用のほうも増えていくかと思っておりますので、年間の通信運搬費については今後の経緯を見ていきたいなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 4月に間に合わせるようにということで、去年の令和2年度の中でかなり急いで予算計上したりだとか、整備したり、機器購入をしたりということがあったかと思うのですが、現時点でこれだけお金をかけて導入しているものですので、1学期は家庭のほうでもそんなに登場したという感じではないのかなと思うのですが、これから使用率を上げて、せっかく購

入したものですので、使っていくという形になると思うのですけれども、今時点でどれぐらい導入したものを使っているというか、子どもたちに教育の中で使っているという進捗について教えてください。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁をお願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田より上野委員の質問に答弁させていただきます。

現在のタブレットパソコンの使用状況ですが、各小中学校授業内で1日の中で1授業から3授業ぐらい使用しております。やはり発達段階によって使用の状況というのは大きく異なっておりまして、中学生に至りましては1日の半分ぐらいの授業で使用して、授業のほうを行っている状況があります。

ただ、教科によって使用が進む教科と、なかなか使用し難い教科とがある中ですので、これから授業を進める中で、さらに使用方法については検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） タブレットを使った授業を全面的に進めていくことを別によしと思っているわけではもちろんないのですけれども、お金をかけて、予算をかけて設置していったものですので、効果的に使っていただきたいということと、それからある程度値段のするものですので、タブレットについても使用に対して注意を払わなければいけないというのはあるのですけれども、そこをあまり心配し過ぎて、家での持ち帰りというところになってくるかと思うのですけれども、宿題等についても効果的なツールだと思いますので、物を大事にすることは前提としつつも、校外にも出して使っていくことも進めていただきたいなと思います。

G I G Aスクールの経費等についての質問は以上です。

次の質問に移ります。同じく学校についてなのですが、給食費について。給食費についても、やはり休校期間があったりと、いろいろ変動のあった年だったと思うのですが、決算書で言いますと32ページ中段辺りに給食費というものがあるのですが、現年度分給食費、過年度分給食費、ここについて分かれているところについて説明をお願いします。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁をお願いします。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの上野委員さんの質問につきまして、教育委員会事務局教育総務担当、贄田が答弁させていただきます。

ご質問のありました学校給食費の現年分の給食費、それから過年度分の給食費、こちらにつきましては、まず現年分の給食費につきましては、今回で言うところの令和2年度中に給食費として収入した額になります。対しまして過年度分の給食費、こちらにつきましては令和元年度までで滞納があった分、こちらを令和2年度のうちに納めていただいた額というふうな形となっております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 滞納があった分というのは、誰が滞納するのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁をお願いします。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの上野委員さんの質問につきまして、教育委員会事務局教育総務担当、贄田が答弁させていただきます。

過年度分の給食費につきましては、区域外就学、今現在滑川町では町内に住むお子さんの給食費につきまして無償化としております。したがって、町外から滑川に通っているお子さんの給食費につきましては、保護者の方から徴収しているというふうな現状がございますので、その方たちの滞納分ということになります。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 額は少ないのですが、ちょっと質問するのですが、具体的にはどういうタイプの子がそういう状態になってくるのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの質問につきまして、教育総務担当、贄田が答弁させていただきます。

どういうタイプのというご質問だったのですが、恐らくどういった家庭状況の子たちかと思うのですけれども、一応うちといたしましても、請求をしまして払っていただけるのですけれども、その際に詳しい家庭状況であったりとか、そこまでは差し当たって聞いていない現状があります。ですが、恐らく経済的な状況でどうしてもお支払いができないというような状況であるのではないかと推測しております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 区域外就学の状況についてをお聞きしたかったのですけれども、今義務教育は学区があって、なかなか区域外就学というのは少ないのかなと思うのですけれども、滑川町に他の行政区から学校を利用しているということになると思うのですが、原則区域外就学はなかなか難しいと思うのですけれども、どういった事情で区域外就学が認められて、区域外就学をしているのかということをお聞きします。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） ただいまの上野委員さんのご質問に学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

区域外就学のそういった状況の様子というのは、小学校6年生もしくは中学校3年生の途中で転

居を余儀なくされて、そのまま同じ学校に通いたいという子につきましては、1年以内の場合に限ります。そちらの学校に通ってよいということをもとに基本方針としてさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、義務教育中に行政区を越えた転居があって、元の学校に通いたいという方が区域外就学の扱いになって何名かおられると。その中で、滑川町の外の子は給食費の無償化の対象外になってくるので、滞納が生じたという流れでのこの数字ということによろしいでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 上野委員さんの言ったそのとおりの解釈でよいかと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

そして、給食費について、128ページのほうにも学校給食費で費用のほうが出ています。先ほど申し上げたように、この年度はコロナで休校があって、給食費についてもいろいろ保障したり、ご苦労された年だったと思うのですが、1年をまとめて見て、例えば食品の廃棄にかかった経費であるとか、それから給食を止めたこと、あるいは止める可能性がある中で学校運営を行ったことでの費用のプラスマイナス、その辺のことがあったのかどうかを教えてください。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの上野委員さんの質問に対しまして、教育総務担当、贄田が答弁させていただきます。

令和2年度の給食提供に関しましては、おっしゃったとおりコロナの影響で令和2年の4月と5月につきましては休業期間中であつたため、給食の提供は停止していたというふうな状況でございます。そういったところで、例年1年分を見込んでいたのですが、4、5月につきましては給食がストップした関係で食材料費、あるいは加工運搬費、こういった部分の費用につきましては2か月分はかかっていないというふうな形になっております。

具体的な金額を申し上げますと、まず食材料費のほうがおかず、それから主食、牛乳、こちらを合わせまして、2か月で合計およそ1,600万円の経費がかかっておりません。削減されております。一方で、加工運搬費、こちらにつきましても4月、5月、2か月合わせておよそ1,500万円の費用が削減されております。

ただしその一方で、先ほどおっしゃったとおり、食材料費、それから4、5月が休校になることによつて、給食センターで働いている方々、そちらの手当も必要となつてきた関係で、そちらにつ

きましては町のほうから支援金という形で業者のほうにお支払いをしております。そちらが4、5月分として483万2,000円、こちらの額を業者のほうに町のほうから休業補償の支援金という形でお支払いしております。

以上が令和2年度の総括とさせていただきます。以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、その4、5月分について変動があり、その後については例年どおり、予定どおりに給食費等については進んだということでもいいでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの質問に対しまして、教育総務担当、贄田が答弁させていただきます。

ただいま上野委員さんがおっしゃったとおり、6月以降についてはほぼ例年どおり実施しています。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に補足で答弁させていただきます。

6月以降は通常どおりの給食ということですが、夏休み中に臨時登校をしておりますので、その期間中につきましては給食のほうを提供していますので、こちらが例年と違った形での提供になってございます。

以上、補足で答弁させていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

給食関連で次の質問なのですが、58ページ、これは教育委員会ではなくなるかと思うのですが、保育所等給食費給付金121万8,140円というのがあるのですが、これはこういった目的で使われているお金になりますでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） 健康福祉課福祉担当、富永が答弁させていただきます。

こちらの社会福祉総務費における保育所等給食費給付金につきましては、新型コロナウイルスの影響で4、5月に保育園を休園していただいた際にかかった給食費、休園してお子様がいらっやらない期間なのですので、材料等を買ってしまったのかかった給食費について、コロナウイルス対策の予算のほうから支出した金額になります。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。これは、各園に等分に支払うような形なのでしょ

うか、それとも何かしら休園が特に発生した園に対して払っているものなのか、どのような根拠で払ったかというのを教えていただけますか。

○委員長（宮島一夫委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） 健康福祉課福祉担当、富永が答弁いたします。

こちらにつきましては、4月から5月にかけて一律で休園を要請した際の期間のものでして、各保育所にその間にかかってしまった金額を実費で申請していただいて、確認して給付したものになります。なので、保育園ごとに金額はそれぞれ変わってきます。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 今一律で休園というふうにおっしゃったかと思うのですが、保育園について一律で休園した期間はありましたか。

○委員長（宮島一夫委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主任・福祉担当（富永茉莉） 健康福祉課福祉担当、富永が答弁いたします。

すみません、ちょっと正確な日にちがすぐに出てこないのですけれども、4月13日から5月25日について、休園というのは、すみません、誤りでした、保護者の方に協力要請という形で、できるだけ自宅で保育できる方については自宅で保育していただきたいというふうに協力要請をいたしまして、その間にお休みしていただいた保護者の方には、保育料の免除等いろいろしているのですけれども、その期間について、やはり皆さん協力していただいたので、給食費も給食を食べないお子さんが多くいらっしゃった期間という形になります。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。

それから、行政報告書のほうから質問をいたします。50ページなのですが、50ページの表を参考に教育委員会にお聞きするのですが、50ページに外国人国籍別数ということで、かなりの数の外国人の方がいらっしゃると思うのですけれども、この中で学齢期にある児童生徒さんというのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） ただいまの上野委員さんのご質問に教育委員会学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

小学校、中学校における外国籍の子どもたちということで、小学校の子たちが12名、中学校の子たちが2名ということで把握しております。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） その中で、日本語を理解しない子というのはいるのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） ただいまの上野委員さんのご質問に学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

ただいまの14名の中に日本語を理解していない児童生徒というのはおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。この国籍一覧を見て、ちょっと対応が難しそうな言語の子もこれだと出てくるのかなと思ったので、お聞きしました。

私からの質問は以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩とします。

休 憩 （午前11時47分）

再 開 （午前11時47分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

教育委員会、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 委員長のお許しをいただいたので、先ほどの上野委員さんのご質問について答弁させていただいた部分に修正をさせていただきます。

すみません、先ほどお答えさせていただいた部分が令和3年度の状況でして、勘違いをしておりました。申し訳ございません。人数については変更はありませんが、昨年度、令和2年度は小学校1年生の児童において、日本語がまだ理解が難しいという児童がおりましたので、その1名については支援員を11月までつけておりました。ただ、11月前後あたりから日本語の理解も進んできましたので、そちらの支援員のほうも外して、現在は日本語についての理解は進んでいると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩とします。再開は、午後1時といたします。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

ここで、午前中の総務経済建設常任委員会所管の阿部委員の質問に対して、税務課長より発言を求められていますので、これを許可します。

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、委員長のお許しをいただきましたので、午前中の総務経済建設常任委員会所管の阿部委員の質問の中で、行政報告書5ページ、令和元年度に比べて令和2年度は法人町民税が1億3,275万8,000円の減額となったが、各法人ごとの金額と割合について、主に金額

と割合が大きいところだけ答弁いたします。

9号法人、マイナス6,100万円、47%、6号法人、3,540万円、28%、4号法人、1,700万円、13%、7号法人、1,350万円、10%でございます。

また、減額となったのは何号法人かの質問に対し、「9号及び8号」と答弁いたしましたが、「主に9号及び6号」と訂正させていただきます。

以上でございます。

○委員長（宮島一夫委員） それでは、文教厚生常任委員会所管について、ほかに質疑はありませんか。

井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 井上奈保子です。何点か質問させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

最初に、令和3年度教育委員会点検の評価報告書、令和2年度の対象、これについて質問させていただきます。まず最初に、この19ページのところでございますけれども、19ページの教育委員会として施策を決めて、その施策に従って事業というか、担当が事業をしておりますが、その中の19ページの時代の変化に対応する教育の推進のところ、情報社会のルールやモラル、情報セキュリティーについて学ぶ講習会を実施したということでございますが、ここで内容を見ますと宮小と月の輪小学校はウイルス拡大のために実施しなかったということで、実施したところは福小と、それから滑川中学校が実施されております。その内容は、携帯電話やインターネット、そういうことに関する問題をここでは学んでおるようでございますが、生徒と、それから父兄がここでは参加しているということでございます。福小では、保護者が13名、それから滑川中学校では保護者が180名程度ということで参加したということでございますが、そうしますと生徒、児童、そして保護者が同じことをここで学んだわけですね。そういう学んだことに対して、恐らく今携帯電話、インターネットの使い方について、大変問題が起こっておると見受けております。特に新聞紙上なんかでも、インターネットや携帯電話による子どもさんが悪に引き込まれるような、そういう経緯が多く載っております。そういうところから防ぐためにも、情報社会に対してここでは取り上げたのだと思うのですけれども、ここでこの内容について学習して、恐らく子どもさんたちの意見はここで聞いたのかなというふうに思うのですけれども、参加したご父兄の意見等は、私が思うにせっかくこの場では父兄からの意見を聞くというのは時間等もあるし、コロナの影響もありますし、そういうことを考えると、やっぱりその時間が取れないので、ここではできたら後で書面での意見とか、あるいは質問とか、そういうものを取ったのかなというふうにも思うのですけれども、このやり方について、どのような方法でこれについて行ったか質問いたします。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田よ

り井上委員さんのご質問に答弁させていただきます。

福田小学校や滑川中学校で行ったこちらの講座や教室ですが、体育館や広い教室を使って、児童生徒、そして保護者も一緒にお話を聞いていただいて、全体への周知と指導を行ってまいりました。子どもについては、アンケート等もこちら行った後に集約をしまして、学校のほうで確認をして、子どもたちに返却をするというような形を取っております。

ただ、井上委員さんの言うように、保護者からの意見というのは集めることができていないのが実態でございますので、そちらのほうも今後検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 子どもさんに対するアンケートを取られたということですが、そのときに同時に保護者からのアンケートを取ることも、そこでは必要だったというか、方法としては1つあるかなというふうに私思って質問させていただいたのですが、ここですとやっぱりアンケートの中では、設問を幾つか置いて、その設問で質問なり意見等が聞けるような、そういう方法でやれば、せっかくの開催した講習会の目的、それが達成されるのかなというふうに思います。せっかくやっても、子どもさんのアンケートに対する意見というか、考えは分かっても、一緒にいた保護者からの考えが伝わっていないと、家族ですから、親子で。ですから、そこでの意見がマッチした、そういうものがやっぱり必要だと思うのです。ですから、もしできたら保護者の方からの考え、どのように考えているかというのをやっぱり知る必要もあったのかなというふうに思いまして質問いたしましたけれども、どうでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田より井上委員さんの質問に答弁させていただきます。

井上委員さんの言うように、保護者さんからの意見も集約できたら、さらに保護者と児童生徒の連携を取りまして、学校もさらにその一助となって、子どものこういうネットトラブルに巻き込まれないような対応ができたのかなと思いますので、今年度以降、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。せっかく親子共有というか、共通したテーマでここで学んだわけですから、今日やったことはこういうことに注意したほうがいいねとか、そういう同じ話題で家で話し合えると思いますので、こういうものは子どもだけではなくて、やっぱり保護者のほうからの考えも出していただければなおさらいいものになったかなと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。昨年6月ぐらいから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、

それまで4月、5月は休校、そして休業で、6月から登校再開、そして夏休み明けからの登校で、生徒たちも意外とストレスを感じていたということを見聞きしております。そこで、文科省でも、特に夏休み明けが危険ですよ、注意してくださいということで、多分教育委員会のほうへも通達がいろいろ行っているかと思えますけれども、自殺予防ということで、文科省がすごくそこへ目をつけて、子どもさんの自殺予防、しないようなそういう取組、そういうことを推奨というか、進めています。そういうことで、自殺予防、あるいは子どもさんたちの心身のストレスから来る暴力だとか、それから怠惰、それから自らのけが、そういうことがあるということで聞いておりますが、心身のストレスが本当に子どもに出ることが、それがすぐ子どもさんに現れる子と、それから現れない子もいると思えますけれども、そういうようなことから考えますと、もしストレスの出た子が学校へ来たときに、どのような態度を取るか、その子によって違うと思うのですが、滑川町の小学校、中学ですか、園ですか、そういうところにおいて、去年の場合は、また今年とも、この間全員協議会のときに教育委員会のほうから、心のケアということで説明もいただきましたが、あれは今年の令和3年度のことでございますが、今のこれは令和2年度、コロナが始まって間もなくの状態のときで、今とまた様子が違っていたかと思えますので、この当時の園児、児童、生徒、あるいは教職員への心のケアについてどのように行ったか、そういう内容についてお聞きいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田より井上委員のご質問に答弁させていただきます。

昨年度の臨時休業明け、また夏季休業明けというところで、やはり教育委員会といたしましても、児童生徒のそういった心的ストレスが大きくなっているだろうというところは予期しておりました。ですので、校長会を通して、各校でその辺りは子どもたちの心ときちんと寄り添って指導のほうを行ってほしいというようなことを伝達をいたしました。

また、県や文科省のほうから届いた資料についても、校長会で細かく説明をさせていただいて、指導をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） その中で、例えば教職員も子どもと同じように、それ以上のストレスを感じている職員がいるという、そういうことも聞いておまして、教職員の精神不安定、そういうところに陥る教職員も出てきているということも聞いておりますが、生徒、児童と同じように教職員への心のケアについてはいかがでしたのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田よ

り井上委員さんのご質問に答弁させていただきます。

児童生徒と同じように、教職員に対しても、教職員ももちろん家庭があり、ストレスを抱えて、その中で児童生徒に対するというところもございますので、同じように校長会で、その辺りも管理職として学校の教職員ときちんと向き合っ、今まで以上に教職員のお話を聞いたりだとか、様子を確認するように伝達をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 教職員あつての生徒、児童の授業でございます。教職員の精神的な不安定というか、そういうものがあると、やっぱりきちんとした授業を生徒に施すことができないと思うのです。ですから、町として教職員対象のそういうような研修というのは行わなかったのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田より井上委員さんのご質問に答弁させていただきます。

特別教職員に対して町として研修等を行ったという事実はございません。ただ、ストレスチェックを8月上旬と12月上旬、2回実施をいたしまして、教職員のストレスについては調べをしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 分かりました。教職員へのストレスチェック、それを行ったということで、教職員の状況が分かったという、そういうお答えいただきました。ありがとうございます。

それで、もう一点でございますけれども、教育委員会からの点検、評価のこの内容について質問させていただきます。質問というか、私の感想なのですけれども、今年も令和2年度の報告書が教育委員会より私どものところへ提出されましたので、読ませていただきました。第2期の滑川町の教育振興基本計画における施策名として、主要21の施策を掲げ、その年度において特に重点的に推進した具体的な取組とその結果、成果等について、担当評価、教育委員評価、評価者評価と3部門に分かれての評価、検証が行われています。どの施策も昨年初めからのコロナ禍の下で、常にウィズコロナで活動、事業を推進してこられた中で、コロナだからできないではなく、どうしたらよりよい事業がやれるかなど、学校、家庭、地域、全て網羅しての内容に携わられて行われた事業は見事だと感心いたしました。

そして、この報告書の最後に学識経験者の意見が述べられておまして、その評価、そこに私が見て目に留まったことがあったのです。それはこういうことなのです。教職員の資質、能力の向上のところ、滑川町では管理規則、服務規程の改正を行い、管理マニュアルの修正を行っている。

また、校務支援システム、指導要録の電子化等の導入から、教員の負担軽減を図り、教員と児童生徒と向き合う時間の増加を確保している。時代の流れを察知した取組は、他の模範であるとして締めくくっております。

この素晴らしいご意見、評価は、私は滑川町のこれからの教育にとって、よりよい指針をいただいたのではないかなというふうに感じましたのですけれども、このたびの点検評価、これの内容について一つ一つ読ませていただきましたけれども、丁寧な指導、それから指導者も本当に子どもさんたちに寄り添った内容でやっているということを感じましたのですけれども、そういうことでこの点検評価を見まして、私素人なりなことなのですけれども、教育委員会のほうでこの点検評価されているという努力、本当に感心いたしましたので、ここで一言、私を感じたことを申し上げさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（宮島一夫委員） 質疑はありませんか。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願いたします。

決算書の74ページ、行政報告書の72ページ、74ページの予防費の12節委託料のうち、子宮がん検診について伺います。子宮がんのワクチン接種は、平成25年の4月に小学校6年生から高校1年生の女子を対象に、公費による原則無料の定期接種を開始しましたが、健康被害の訴えが相次いだため、同年6月に積極的な接種勧奨をやめ、その結果、一時7割を超えていた接種率は1%になってしまいました。私は、国がワクチンの積極勧奨の再開に向け、検討しているようだけれども、ワクチンの有効性、安全性について、日本で臨床試験の評価したものでなくては、リスクの高い予防接種と考えています。そこで重要となるのは、予防策としての子宮がん検診となります。令和2年度滑川町行政報告書の検診者を見ますと、令和元年度と令和2年度を比較しますと、子宮頸がん検診が255人が245人に減少、子宮体がん検診が165人が133人に減少しています。子宮頸がん、子宮体がんともに罹患者数は増加傾向にあり、検診により早期発見、早期治療が自分の命と健康を守ることになると思います。

そこで、受診率の推移と、このようなものに対する分析をお願いしたいと思います。

○委員長（宮島一夫委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（篠崎美幸） 健康づくり課保健予防担当、篠崎より答弁いたします。

子宮頸がん検診の受診率の推移につきましては、過去5年間を見ますと、平成28年度17.7%、平成29年度27.9%、平成30年度18.2%、令和元年度19.5%と、横ばい状態で推移しております。令和2年度につきましては、県への報告を今集計中でありますので、正確な数字が出ておりませんが、コロナ感染症の影響によりまして受診抑制があり、受診率も低下したと思われま

子宮体がん検診につきましては、対象となる方に条件がございますので、対象者数を出すことができず、受診率を出すことはできませんので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） コロナの関係があるということを聞きまして、なるほどなと思いました。

では次に、検診の結果、がんが発見された方はどのくらいおられますか。発見される方の増減は、いかがなものでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（篠崎美幸） 健康づくり課保健予防担当、篠崎より答弁いたします。

検診の結果、がんが発見される方についてですが、検診の結果、要精検、精密検査が必要と認められる方は、受診者の2%以下になります。過去5年間では、精密検査の結果、子宮がんの疑いのある方が3名おりました。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） これは、平成25年4月に積極的勧奨というものを、予防接種をやめました。

その後、こういったがんの罹患者数というのは、私ちょっとグラフで見たら、増えつつあると思うのです。だから、そういう中で接種をしていなかったことに対して、こういった罹患者数が増えているのか、それとも検診をする人が少ないから、がんともう言われてしまう罹患者数が多いのか、なかなか難しいと思うのですけれども、担当者としてはその辺はどのように感じておられますでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（篠崎美幸） 健康づくり課保健予防担当、篠崎が答弁いたします。

ワクチンの接種率の低下とがんの発見率というのは、関係性については、担当者としてはあまり関係ないのかなとは思いますが、早期発見ができる子宮がんでありますので、ぜひ検診は受けていただきたいと担当者は願っております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 国のほうは、こういったがん検診を勧めるような方向で、今報道なんかはされていますけれども、やはり健康被害とか、そういうものというのは、ワクチンの内容が変わっていない限り、また日本で作っているワクチンではございませんので、そういった治験というか、そういうものがはっきりしない限りなかなか難しいと思われまますので、その辺は今後のあれだと思

いますけれども、私はそういうふうな形で積極的勧奨というのはあまり賛成しないという個人的な考えです。分かりました。すみません。それについては終わります。

次、よろしいでしょうか。行政報告書の79ページ、先般も狂犬病予防対策ということでお話を伺ったこともあるのですが、ここに書いてあるとおり、令和3年3月末現在の登録頭数は1,066頭で、年間の狂犬病予防注射数は772頭でしたということなののですが、やっていない方というか、この差については、どのような形で町は取り組んでいるのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんに答弁いたします。

狂犬病予防注射については、差があるということですが、こちらについては対策として町で、今年度になりますけれども、やっていない方に注射の催促というか、どうなっているか、こちらで台帳管理をしなくてはいけないので、通知を出し、対処をしております。通知で返ってきたのが、およそ50件ぐらい回答が返ってきております。そのうち、40件ぐらいが死亡という形で回答を受けました。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 死亡というのが一番早く回答できると思うのですが、この差は引き算すると二百七、八十いるのではないかと思うのです。そういう方を、50頭は死んだのだけれども、あとの200頭ちょっとはどうするのかというのは、やっぱりきちっと管理していかないと、やった人とやっていない人の差が出てしまうし、これはある程度時間かけてでもしっかりと台帳整理していかなくてはいけないと思うのです。その辺の考えをお聞きいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が答弁いたします。

吉野委員さんのおっしゃるとおり、確かに管理をしていかなくてはいけないので、回答がなかった方がいらっしゃいますので、その方たちについては4月に注射がありますので、それが終わってから再び通知を出して、回答を求める予定でございます。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） こういうものを緩めてしまうと、どんどん、どんどん緩んでいってしまって、結局なくていいようなことが起こってしまうと困りますので、ここできちっとその辺をちゃんと台帳管理して、適正な予防接種を続けていってもらいたいと思います。

私の質問は以上です。

○委員長（宮島一夫委員） ほかに質疑はありませんか。

阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いします。

まず、報告書の78ページの一般廃棄物の問題についてお聞きしたいと思います。9,020万円くらいなのですが、これについて輸送料の単価について、ちょっと計算式について教えていただきたいのです。その重量とか回数だとか、いろんなあるのだろうというふうに思いますけれども。

ごめんなさい、決算書のほうです。78ページ。よろしくお願いします。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時36分）

再 開 （午後 1時36分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

環境課、答弁願います。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が阿部委員さんに答弁いたします。

一般廃棄物の収集運搬委託料は、委託という形、入札になっていますので、単価のほうはちょっと出ていません。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 一括なのですか、これ。では、要するに年間の金額で入札するのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が阿部委員さんに答弁いたします。

そうです。一括となっております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そうすると、量が減ったとか、増えたとか、そういったようなことについては全く関係なく、一緒の値段だということになると、ごみを減量するということについては、この運搬委託料に関しては全くメリットがないということになるわけですね。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部委員さんのご質問に答弁いたします。

こちらの収集運搬の委託料につきましては、この見積りをいただくのに前年度のごみ量等を見て、その中で業者、町内に関係します業者のほうに見積りをいただいて、その後実際には入札を行うということで、その中で多少の増減はあることもありますが、大体前年度のを見ながら、あと

は多少人口が増えるのもあるのですけれども、その中で前年度のごみの量を見据えて、その中で見積りをいただき、その中で入札をしていくという形を取っております。

以上でございます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そうすると、その見積りの中で、要するに量だとか、距離だとか、いろんなのが加味されるのだらうと思いますけれども、例えばこの量というか、重さ、重量というふうに考えると、これが半分になると、これは大体半分になるという計算ができるのですか、それとも違う答えになるのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が阿部委員さんに答弁いたします。

収集回数で決まっておりますので、カレンダーのとおり収集しておりますので、ごみが減ったりという形ではなくて、収集回数で行っておりますので。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そうすると、回数、要するに台数ですよ、その計算になるわけなのですが、今後検討していただきたいなというふうに思っているのですけれども、例えば生ごみを燃えるごみと分けて、生ごみの処理について別な方法でやるとなると、この収集運搬の回数が、要するに今月、木で2回やっておりますけれども、それを1回にすれば、これは大体半分になるという計算でよろしいのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 理論上は、2回を1回にすれば。ただ、それは住民の方々の利便性だとか考えますと、生ごみをそのまま全て再利用される方もいますし、自宅のほうでコンポストに使っている方もいますけれども、通常は週2回のごみのほうで出させていただいておりますので、それを冬場ではあれですけれども、夏場とか臭いが出る時期に、1週間に1回しか生ごみが出せないような状況というのは、住民にとってなかなか難しいのではないかなと思いますので、その回数については今までどおり週2回というふうには考えております。

○14番（阿部弘明委員） 回数のことを言うてのではなくて、料金が、要するに週1回というふうになれば、半分ぐらいにはなるということよろしいのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部委員さんのご質問に答弁いたします。

確かに週に1回ということであれば、その分車の台数もちろん減りますので、そういうことであれば、もちろんこの収集運搬の委託の費用にも反映していると思います。

以上でございます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 台数に応じるわけですから、半分になれば半分になるというような考え方でよろしいというふうに思うのです。

ということで、次に進みます。決算書の82ページ、環境保全型農業推進事業費補助金というのがあるのですけれども、これどういう、これはここではないか。ここではないね。すみませんでした。

それでは次、決算書102ページまで飛ばしてください。学校医の報償費というのがあります。ちょっと学校医という役割も含めて、学校医、あと薬剤師もありますけれども、どのような役割をなさって、こういったコロナの時期にどういうことになっているのかなというふうにちょっと思ったのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田より阿部委員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、学校医というところなのですが、各校に学校医というのが必ず設定をされております。そちらの学校医さんに定期健康診断、例えば内科検診、耳鼻科検診、眼科検診、そういったものに各学校医について健診をいただいているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 今回こういったような感染症が流行しているときは、この学校医の役割というのは、また別のものがあるのではないかなと思うのですけれども、ちょっとその辺はどうなのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田より阿部委員さんのご質問に答弁させていただきます。

令和2年度当初ですが、学校休業明けということで、やはり学校のそういった定期健康診断といったものは先送りになるというような状況がございました。しかし、コロナの状況が落ち着いてきた2学期に、各校で健康診断のほうは実施をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 健診のほかの業務というのは、何かないのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁をお願いします。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 (午後 1時45分)

再 開 (午後 1時45分)

○委員長(宮島一夫委員) 再開します。

教育委員会、お願いします。

○教育長(馬場敏男) 阿部委員さんの質問に、教育長のほう答弁させていただきます。

コロナ禍においては、例えば校内で子どもたちが陽性になった場合に、その後保健所の指示はこういう指示があります、校内はこういう状況ですという話をさせていただいて、校医さんのほうに相談をさせていただいて、臨時休業を最終的にどのくらいにするかということを相談させていただいたり、その後の対応ですとか、一度中学校でもPCR検査をさせていただいたところがあるのですけれども、そのときの留意点とかも相談をさせていただいております。ですので、疫学的には保健所に、医学的な部分で校医さん等に相談させていただいて、教育委員会も含めさせていただいて、学校での対応を協議するというので、ご相談をさせていただいて大変ご協力をいただいているところでございます。

○委員長(宮島一夫委員) 阿部委員。

○14番(阿部弘明委員) あと、委託というふうな、学校医については委託になっているのです、委託というか。

〔何事か言う人あり〕

○14番(阿部弘明委員) 聞こえませんか。ごめんなさい。大丈夫ですか。聞こえない。自分はよく聞こえるのだけれども。

まだまだ感染症については、これからもコロナもそうですけれども、重要な役割が、学校医の役割があるだろうというふうに思うのです。そこで、感染症に対する助言だとか、指導だとかというのはやらなければいけない仕事だというふうに思うのです。そこは学校とよく相談をしながら、今後についてもお願いしたいなというふうに思います。それぞれいらっしゃるわけですか、別な方が分かりました。

以上です。

次、122ページなのですけれども、公民館のところでもよろしいのだと思うのですが、コミュニティーセンターの空調が壊れてしまって、しばらく使えなかったのですけれども。これ違う。

〔「総務課になります」と言う人あり〕

○14番(阿部弘明委員) 総務政策課でもいいのですか。

では、その点でちょっとお聞きしたいのですけれども、いろいろ修繕をして使えるようになったようなのですけれども、かなりひどい状況らしいのですが、これについては施設管理のいろんな計画の中に入っていなかったわけなのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、コミュニティーセンターの施設の修繕の関係で答弁させていただきます。

コミュニティーセンターにつきましても設置以来相当な年数が経過しております。基本的には、将来的にはどうしても新しいものを造る必要があるということで、修繕等については現状最小限のところで行っていきたいという考えでございます。

エアコンの関係でご質問ありましたので、改めてこの関係を申し上げますと、エアコンの配管からの水漏れという現象でございました。この場所がなかなか特定しづらい、本当に狭いところから漏れていたということがありましたので、発見が遅れたわけなのですけれども、発見してからその場所を直すということは、人が入れるところもかなり困難だということもありましたので、露出という方法で早期に対応して直させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） いずれにしても、重要な施設が一時使えないというふうになるというのは問題ですので、やはり修繕計画、長期的な計画、今つくっていらっしゃるわけなのだけれども、そういったところはちゃんとしておかないと、いざというとき本当に使えないということになってしまうと、住民にとっても、また町にとっても大きな損失になるだろうというふうに思いますので、その点検、そういったような、確かに建て替えだとかというのは、計画があるからといって、それが何年先になるか分からないわけだから、それはきちんとやっておかないとまずいなというふうに思います。

あそこは、全館空調みたいな感じになっているわけでしょう。それもいかなものかなと思うのですけれども、そういったようなことも含めて検討されたほうがよろしいのではないかなと思うのですけれども。

○委員長（宮島一夫委員） 総務政策課、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、答弁をいたします。

コミュニティーセンターに限らず、町の公共施設につきましては、定期点検等は毎年実施をしております。その都度、点検で壊れている箇所等発見した場合には、修繕の対応を随時取っておる状況でございます。ただし、今回のように、急に突発的な事例というのはございますので、こういったものも含めまして、総合的に今後どのような対応を取っていくのかということを考えていきたいと思っております。ご承知のとおり、災害等があった場合には、非常に大切な施設になりますので、そういった場合も想定しながら、対応を図っていきたく存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） よろしくお願ひいたします。

次に、報告書のほうから質問させていただきます。先ほども質問がありましたけれども、すみません、49ページの外国人の問題ですけれども、近年非常に増加している状況なのですけれども、この外国人の方々に対する福祉施策だとか、様々住民の皆さんからの声が上がってくるだろうなと思うのですけれども、そういった点については、例えば窓口の問題だとか、一番多いのは町民保険課か何かかなというふうに思うのです。また、健康福祉とかだというふうに思うのですけれども、そういったような対応について町としてはどんなふうになさっているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時54分）

再 開 （午後 1時54分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

町民保険課、答弁願ひます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部委員さんの質問に答弁いたします。

阿部委員さんがおっしゃるとおり、外国人の方が滑川町に転入する方も増えてきております。以前と比べて、各国の方が、いろんな国から転入される方が増えてきまして、なかなか日本語が通じない方も、そういった方も増えてきております。そういった方につきまして、通訳の方がついてきていただくときには助かるのですけれども、言葉の分からない方を対応するときには、なかなか窓口でも困難を極めるということもございまして。

そして、6か月以上の方の外国人については、住民登録が必要になりますので、健康保険のご案内ですとか、国民年金のご案内、そういったものをする中で、滑川町の住民登録をする中で、いろんなサービスを考えていくということでやっております。そういった流れで、私たちの課では外国人の対応をさせていただいております。

以上、答弁いたします。

○委員長（宮島一夫委員） 健康福祉課、答弁願ひます。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 健康福祉課福祉担当、宮島より答弁をさせていただきます。

健康福祉課では、外国人の方が窓口に来庁された際には、課に備付けの自動翻訳機がありますので、言語コミュニケーションが取りづらい外国人の方には、そういったものを使用して何とか対応をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 健康づくり課、答弁願ひます。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

保健センターにおきまして一番多いのは、外国人の妊産婦の方がよくご相談等にいらっしゃいます。こちらにつきましては、その方がかかっている産婦人科等との連携を取りまして、保健センターでも小型の翻訳機等を用意してございますので、そちらを利用して安心して出産できるよう、また健診等にいらしたときにはコミュニケーションを取りながら進めております。

また、今進めております新型コロナワクチンの接種につきましても、多くの外国人の方が受けに来ていらっしゃっています。住民票がある方、全ての方に接種券をお送りしておりますので、この方についても小型翻訳機を使いまして、会話とまではいきませんが、単語等を使いまして、また言語カードを作りまして、それを見せながら、説明したりしながら対応してございます。

以上でございます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。自動翻訳機が今あるのですね。

次、57ページの生活保護の問題なのですが、近年多くの方が利用されているということなのですが、しかしまだまだ実態は、利用すべきような方も利用していない状況が非常に多いだろうというふうに言われております。捕捉率が2割とか3割とかというふうな話ですので、そういったようなことを考えても、この間の生活保護に対するネガティブキャンペーンが大きく影響しているというふうに思います。

そこで、ぜひ町としても、生活保護の申請は国民の権利であるのだということで、今日これ出てきたのは、野洲市というのかな、札幌市もそうですけれども、いろいろこういったような、具体的に例えば給料が少なくなって生活ができないだとか、親の介護で働けないだとか、新型コロナで収入が減ったとか、アパートを追い出されて住むところがないだとか、そういったような具体的な例を出して、こういった皆さんは生活保護を利用できる可能性ありますよというような呼びかけをぜひやっていただきたいというふうに思うのです。これは、あそこの坂戸の施設の仕事だというふうに思わないで、ぜひ町としてもこういった取組を進めていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 健康福祉課福祉担当、宮島より、ただいまの阿部委員さんの質問に答弁させていただきます。

確かにコロナ等の生活苦によりまして、生活が苦しいという相談も、役場の福祉担当には多々寄せられておるところでございます。先ほど委員さんからもありましたとおり、個別の事例等を示して、生活保護受給に向けての促しをという話でございますが、取りあえず様々な相談ある中で、家賃が払えないとか、そういういった場合は、今県の相談窓口であるアサポートというところにより手厚いケアをしてくれるところがございますので、そちらの相談を促したり、またコロナで所得が

減少した場合には、今貸付けを埼玉県社協のほうで行っておりますので、滑川町の社会福祉協議会を通じて、そちらの融資のほうを相談されてはというふうなご案内はしておりますのでございます。また、どうしてもそういった支援では間に合わないような方につきましては、相談に乗りまして、生活保護の申請を受け付けて、社会福祉事務所のほうに進達をしている状況でございます。

ただいまありました阿部委員さんの意見をお伺いしまして、生活保護自体は申請主義によるものですので、ご自身からの申請があつてこそなのですけれども、そういった申請を促せるような施策も町として行えればなと思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） よろしく申し上げます。

次、64ページのシルバー人材センターなのですが、2023年に導入されるインボイス制度というのが、要するに消費税の問題で、消費税の登録をしていないと委託業者がシルバー人材センターそのものに課税がかかってしまうので、それについてどういうふうに対応するかというのをそれぞれ今やっているようなのです。そういったようなことで、シルバー人材センターの中では、個々人会員さんに消費税の課税登録をしてもらおうと。そして、10%の消費税を払ってもらおうというふうなところや、また最初からこの10%を委託費から引いてしまうというふうなところとあるようなのです。こういったようなことを今検討されているようなのですけれども、この辺については今町ではどんなふうにお聞きになっているのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時03分）

再 開 （午後 2時03分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

インボイス制度ということで、時期がまだ来ていないということですが、町としますとシルバー人材センターへの補助金の交付をさせていただいております。シルバー人材センターからそのような対応をまだ報告を受けておらないので、今後密接に連絡を取り合つて進めていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 老後というか、暮らしが大変だということで、シルバーに登録をして仕事をすると、そこから10%引かれてしまうなんてことになったら大変だというふうに思います。そう

いったようなことで、この制度そのものの導入をやめてもらいたいという世論が今広がっているところですが、よろしくをお願いします。

次に、75ページの乳幼児健診、2歳児歯科検診が中止されたということなのですからけれども、その後それについて何か別なことで、要するに中止したまんまになっているのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 健康づくり課、答弁願います。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（篠崎美幸） 健康づくり課保健予防担当、篠崎より答弁いたします。

2歳児歯科検診におきましては、法定検査ではなく、町の独自ということでありましたし、お口の中を診るということで、コロナ感染症の拡大防止が必要かと思ひまして、令和2年度は中止させていただきました。その対象者の中に気になる方がおりましたら、保健師のほうから個別にお電話をしまして、お母さんとお話をしまして、個別に保健センターに来所していただきまして、身長、体重をはかったり、相談を行うという、令和2年度におきましては集団の対応ができない分、個別で丁寧に対応を行いました。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

続いて、先ほど言いかけた81ページ、地球温暖化対策の中で、町としては温室効果ガス20%の削減目標は、街路灯のLED化で既に達成したというようなことだそうですが、次の目標計画等についてはいかがでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が阿部委員の質問に答弁いたします。

滑川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第1期計画ですが、こちらについてはこれで終わりではなく、計画にも示してあるとおり、計画では令和5年度に見直しを計画となっておりますので、今後各課、局より施設のLED化や空調など、高効率化がどれだけ図れるのかを洗い出したいと考えております。ですので、これで計画は終わりではなく、計画は継続しております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 新たな目標というのは、何か掲げられているのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課副課長兼主席主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が阿部委員に答弁いたします。

第1期計画は初めての計画ということで、そこまで綿密な計画を立てておりませんでした。なの

で、今後令和5年度に見直し計画をしておりますので、そこで新たな計画を立てたいと考えております。なので、まだ新しい計画についてはございません。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 令和5年度まで待つことなく、新しい計画をぜひ立てて、目標を立てて、具体化を進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

あと、102ページの臨時教諭の問題ですが、こういったコロナ対応、またGIGAスクール対応などで、非常に先生方の労働というか、仕事量も大変なのではないかなというふうに思うのですが、要するに臨時教諭というのは単年度で入れて、また契約していくみたいな感じなのか、それともずっと同じ方がいらっしゃるのか、その辺教えてください。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田より阿部委員さんのご質問に答弁させていただきます。

こちらにある滑川中学校補助教員ですが、単年度の契約とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 単年度の契約だけれども、同じ方の契約にはなっていないのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会事務局学校教育担当、寺田より阿部委員さんのご質問に答弁させていただきます。

契約としては1年度単位にはなりますが、こちらは中学校の2年生、3年生において、生徒数が38人を超える場合に、まずは雇用するというような形態になりますので、必ずある形態というわけではございません。人数によって変動もありますので、もちろんない年もあるということにもなります。

そして、現在滑川中学校には1名のこちらの補助教諭が入っておりますが、この方については令和2年度から引き続きの雇用となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） こういった形態で可能だということであれば、またぜひ、臨時でいいのかどうかというのは議論あるのですが、しかしそういったような教員の増員ができるということであれば、いろんな形で、ちょっと大変な先生方の仕事だというふうに思うので、そこは少しでも軽減して、できるようなことがあればお願いしたいなというふうに思うのです。

あと、105ページのPFI事業が終了したということで、月の輪小のこの契約が終わったわけで

すけれども、いわゆる債務についてはなくなったわけですが、維持管理費というのは今まであったのですけれども、それはどういうふうな形でやっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） ただいまの阿部委員の質問に対しまして、教育委員会事務局教育総務担当、贄田が答弁させていただきます。

月の輪小学校の維持管理ということでございますけれども、ご存じのとおりPFI事業による維持管理につきましては令和2年度で終了しておりますので、その後通常のほかの宮前小学校であったり、福田小学校と同じように、維持管理をそれぞれ業者のほうに発注をして、年間を通してやっていただいていると、こういった状況になります。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。いいです。

続いて、115ページの給食の問題ですけれども、この間私は谷津田米の利用についてお願いをしてきました。かなり努力されているのですけれども、この間、今年特にそうなのですけれども、米価が約2割から4割ぐらいですか、急激に下落をしているというようなことなのです。本当に農家は、これではもう存続できないというようなお話もあるわけなのですけれども、学校はもう既に滑川産のお米は利用されているわけですが、ほかの施設、保育所だとか、介護施設だとか、いろいろあるだろうと思うのですけれども、そういったところへの、ここではないかもしれないのですけれども、ぜひあっせんをお願いしたいなというふうに思ったのです。そういったことを、教育委員会とはちょっと違いました。すみません。

教育委員会も、引き続き谷津田米の普及にぜひ協力をするようなことをやっていただきたいなというふうに思っているのですけれども、米価下落した場合にはやっぱり下落した金額で、それで買うわけなのでしょうか。その辺は、どういうふうな契約になっているのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 教育委員会、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

お米、主食に関しては、現在県の財団法人埼玉県学校給食会のほうから調達をしています。調達に関しては、その財団法人のほうで一括で買取りをして、それから農協さんを通して各学校に提供されておりますので、一括の買取りの価格が、お米の価格が下落した場合は、恐らくそこに反映されるのではないかなというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「谷津田米のこと」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 滑川町の給食に関しては、先ほど阿部委員がおっしゃったとお

り、滑川町産のお米を使っています。谷津田米につきましては、2年前から、期間は短いのですが、谷津田米のほうを給食月間の1か月間に提供させていただいています。こちらについても継続して行うとともに、谷津田米の組合の方、また農協さん、産業振興課を通して連携を図りながら、谷津田米の供給できる期間を少しでも長くするように、またほかの食材についても、全部というわけにはなかなかいきませんが、たとえ1品だけであっても滑川産のものが使えるような形を、今いろいろ試みをしておりますので、またそれについては努力していきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○14番（阿部弘明委員） 時間になりましたので、下落に伴って買ったたくようなことのないようにお願いしたいと。

以上で私の質問を終わります。

○委員長（宮島一夫委員） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして令和2年度滑川町一般会計決算の全ての質疑を終結します。

暫時休憩します。再開は午後2時35分とします。

説明員の皆さんには大変ありがとうございました。入替えをお願いします。

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

休 憩 （午後 2時18分）

再 開 （午後 2時33分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

よろしく願います。

ご着席願います。

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

これより特別会計決算の審査を行います。

質疑は、各委員、会計ごとに1回とし、一問一答、40分間とします。また、質問と回答については、質問者は質問席で行い、回答者は自席でお願いします。

それから、委員長権限で質問者、答弁者は着座のまま質問、答弁を行って結構です。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合は、自ら指名をお願いします。

質疑に入る前に、各担当課の説明員の方がおりますので、各担当課長から説明員の紹介をお願い

します。

最初に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由起夫） 町民保険課年金国保担当、副課長の松本と申します。本日はよろしく願いいたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 町民保険課年金国保担当、波多と申します。よろしく願いいたします。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸と申します。よろしく願いいたします。

○町民保険課主任・介護保険担当（綾 英紀） 町民保険課介護保険担当、綾と申します。よろしく願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上、5名で説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 次に、木村健康福祉課長、お願いいたします。

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長の木村でございます。

健康福祉課の説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いします。

○健康福祉課主席主幹・高齢者福祉担当（関 静） 健康福祉課高齢者福祉担当、関と申します。よろしく願いいたします。

○健康福祉課長（木村晴彦） 以上、2名で説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 次に、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしく願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○環境課副主幹・下水道担当（上 武史） 環境課下水道担当、上と申します。よろしく願いいたします。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 同じく環境課下水道担当、長野です。よろしく願いいたします。

○環境課主事・下水道担当（中村 豪） 同じく環境課下水道担当、中村と申します。よろしく願いいたします。

○環境課長（関口正幸） 以上、4名で説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 各担当課の説明員の紹介が終わりました。

最初に、令和2年度滑川町国民健康保険特別会計決算の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願いします。

ページ数ですが、決算報告書の135ページでお願いします。午前中、国民健康保険税の滞納関係に対応するものについてお聞きしました。税務課は、地方税法に基づく滞納の処分というものを実行しているということをお聞きしました。発行している担当課としますと、町のほうには保険証関係の留保するような決まりがあります。コロナ禍でもありますが、正当な事由、理由がない方、そういう方には納めないと、こう言うのはなんです、悪質的なものについて、短期被保険者証とか資格証明書の交付、こういうものはどうしているのか。過去のものも含めて、今はコロナ禍で制限しているという話は聞きましたけれども、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁をお願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由起夫） それでは、町民保険課年金国保担当、松本より吉野委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

国保税を納めていただいていない方を取る措置としては、資格証明書の発行、それか短期被保険者証を発行して、なるべく窓口に来ていただいて、税の収納の機会を確保するという方法がございします。こちらのほう、通常であれば資格証、それから短期証の発行を行っているところですが、令和2年度につきましては新型コロナウイルスの感染拡大ございまして、資格証を発行してしまうと窓口で全額の医療費を払わなければいけないということで、具合が悪くても医者に行かない、いわゆる受診控えですね、そういったものが発生する恐れがあると。そういったことから、資格証、短期証の発行は見送った次第でございします。

受診控えだけでなく、医者に行かないことで新型コロナウイルス感染症が重症化してしまったり、重症化するとまた感染拡大がさらにひどくなったりと、そういう悪い循環が想定されると思いまして、税務課の徴収のほうと相談して、2年度は資格証、短期証の発行を見送った次第でございします。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） それでは、過去にはそういったことをやった事例というのはあるのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由起夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

令和2年度も実は当初は実施する予定だったのですが、急遽見送ったという経緯でございします。当初ですと資格証の発行人数が50人、それから短期証の発行13人という予定で事務作業を進めておりました。

以上でございします。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） それでは、令和元年度以前については、決まりに沿って正当な理由のない、悪質と言っては失礼ですけれども、そういう方にはそういったきちっとした税の公平性の観点から対応してきたということによろしいのでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由起夫） 年金国保担当、松本より吉野委員さんのご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、適切に行ってまいりました。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。では、次の質問よろしいでしょうか。

特定健診の関係に移らせていただきます。行政報告書ですと、121ページになると思うのですが、特定健診というのは、ある調査ではやはりこの受診率というのは非常に医療費との関係がございまして、特定健診を多く受けているところについては、未受診者の方と比較して医療機関の受診割合は高いそうなのです。ただ、入院医療費とか、そういうものが少ないものですから、全体的には医療費が低いというような調査結果もあります。そういう中で、医療費の削減、住民の健康を守るための特定健診を広めていくことが非常に大切だと思います。

それで、121ページの中に受診率の表があるのですが、29年度からありまして、令和2年度はコロナの影響で多分数値が一気に下がったのだと思うのですが、令和元年度の分を見させていただくと、やはり比企郡でも嵐山なんか49%ぐらいあって、川島なんか51%ぐらいあるのです。だから、その辺は一生懸命何か取り組んでいるのかなとか思っているのですが、特定健診も以前私のほうでちょっと指摘させていただいて、保健師さんを融通させていただいて、保健指導のほうも高まってきたのですが、特にここコロナで、多分対面はちょっと難しいというので、一気に下がったと思うのですが、そういった中で滑川町の受診率が低くて心配なところなのかもしれませんが、今回うちにも特定健診のはがきが来まして、今度は変わってすごく受けやすいような感じのはがきが来て、いろいろ考えているのだとは思っているのですが、どのような受診率を上げるための対策を取っているか、ちょっとお聞きしたいと思うのです。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 町民保険課年金国保担当、波多より答弁させていただきます。

受診率を高める取組としては、総合体育館において集団健診を実施しております。実施することで、様々な検査を短時間のうちに終えることができ、効率よく行っております。今年度も新型コロナウイルスの影響もあり、10月に実施予定です。

また、吉野委員さんがおっしゃっていただいたように、外部委託による受診勧奨の通知の送付も行っております。今年度は7月末の特定健診の申込み締切りまでに申込みがなかった方を対象に、9月1日に受診勧奨通知を発送いたしました。

特定健診は、被保険者の健康保持、増進、疾病の予防、早期発見を図ることを目的としております。受診率を高めることがとても重要です。ほかの保険者の取組も参考にしながら、受診率の向上に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。集団健診だけでなく、身近な医療機関でやれるようになっております。今後もいろいろな取組をしまして、特定健康診査のほうの受診率を高めていっていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） ほかに質疑ありますか。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問させていただきます。

行政報告書でお聞きしたいのですが、119ページ、医療費の状況についてなのですが、前年度比1,720万円の増額ということなのですが、新型コロナ感染症がはやる中で、拡大していると言われる中で、受診控えだとか、先ほど吉野委員も質問されたように、健康診断を控える方、そして感染症により入院する人、受診する人と、いろいろな情報が錯綜していたのですが、結果的に滑川町の国保の医療費としては1,700万円増額とあるのですが、この増減の内訳というか、もう少し詳しい詳細について教えていただけますか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由起夫） それでは、年金国保担当、松本より上野委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

詳しい内訳ということで、この費用に関して、区分で入院、入院外等7つの分類ございますけれども、ほぼ全ての項目で費用額は増額となっております。ただし、件数に関して申し上げますと、合計で令和元年度は6万169件だったのですが、令和2年度に関しましては5万3,777件ということで、6,392件の減少となっております。1件当たりの受診にかかる費用は増えたのですが、受診の回数は減ったということで、金額では増えていますが、受診件数は減ったということで、やはり受診控えというのが起こっていたのではないかと推測しております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 恐らく受診の内容までは分からないと思うのですが、お聞きしますが、そ

の中で感染症関連、感染症にあるいはかからない、今までの継続の慢性的な病気の医療費等、感染症によってどれくらいの影響が出たかということは分かりますでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由起夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

内訳として、感染症でどのくらいの費用額が出たかということは、こちらとしては今現在把握しておりません。大変申し訳ございません。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。質問は以上です。

○委員長（宮島一夫委員） ほかに質疑ありますか。

阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 阿部弘明でございます。よろしく申し上げます。

先ほどお話あった特定健診の大きな減少なのですけれども、これによって来年度というか、今後どんなふうな影響が、全国的な調査だと30%ぐらい全体で減少しているというふうにも言われているのです。それによって、1,000人以上のがんの未発見があるだろうというふうに言われていますけれども、非常に今後心配なところだというふうに思うのです。そういったような点を考えると、今年どれだけ受診をしてもらおうかということになるだろうというふうに思うのですけれども、そういったような、先ほどから町の努力についてもお話しされていますけれども、非常に心配なところであるというふうに思うのですが、その辺については町としてはどのようにお考えになっていますでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部委員さんの質問に答弁したいと思います。

先ほど担当のほうからもお話があったとおり、滑川町については集団健診を行っております。なぜ集団健診をやりたいかといいますと、集団健診はがん検診を併せてやっておりますので、集団健診をやらないとがん検診を受診する機会が失われてしまいますので、そういったこともあって健康づくり課と何か知恵を絞って、コロナ禍ではありますけれども、実施したいということで、今年も実は6月にやる予定だったのですけれども、10月にでもずらしてぜひやりたいという気持ちで行いました。やはり被保険者の健康を守るのが私たちの仕事ですので、何としてもそういった健診は必要だと考えておりますので、ぜひこれからも行っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、国保の財政状況なのですけれども、現在いろいろな基金なども含めて、以前よりはかなり

改善をしているのだろうというふうに思いますけれども、こういう中で来年どうなるかというのは非常に心配なのですが、ほかの地域でも幾つか見られているところはあるのですけれども、コロナ感染症にかかった方の、働いている方はいいのですけれども、国保に入っていて、何の休業補償がないというようなことになると大変だということで、そういった方についての傷病手当金などを支給しているところもあるのです。そういったところも今後検討していただきたいなというふうに思うのですけれども、町としてはどういう状況でしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由起夫） それでは、年金国保担当、松本より阿部委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

コロナに感染された個人の方に、お勤めできなかった期間に対して傷病手当金を支給するという制度を国の財政基準を基に滑川町でも行っているところです。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 例えばお店で働いていらっしゃる方はいいのですけれども、お店の経営者とかは対象になっていないというふうに思うのです。そういったところについての手当というか、配慮していただければなというふうに思っているのですけれども。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由起夫） 事業主の方とかには、今のところ大変申し訳ないのですが、支給の対象外となっております。今後国の動向とかを見定めながら、今現在国の財政基準を基に、個人の収入を基に計算して行わせていただいているものですから、今後国の動きとか見ながら、対象にできる時があれば対象として実施していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 町独自でも検討いただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○委員長（宮島一夫委員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして令和2年度滑川町国民健康保険特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和2年度滑川町介護保険特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしく願いいたします。

介護保険の中で、私ここでお聞きしたいということなのですが、以前も私特別養護老人ホームへの入所というのは非常に敷居が高いというか、一般的には段階的を踏んでいっても、その前に死んでしまうと、本当に入所ができなくて、特別養護老人ホームに行き着くまでにもう亡くなってしまうような人がいて、他の施設へ、本当は特養なのだけれども、違う施設に入ったり、入れないからしているうちに亡くなってしまうとか、そういう方もおると思うのです。そういう中で、多分要介護4とか5は、こういった施設に入所ができれば一番家族も助かると思っています。人によっては、在宅のほうでいたいということで、家族も協力してするということが非常にいいことなのですが、老老介護ではないですけれども、家庭の状況によっては全く無理なような方もおられます。そういった場合、現状特別養護老人ホームへ入っている方、今後そういったものへ入る場合は普通に入れるのかどうかというのを、現実をちょっとお聞きしたいのです。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より、吉野委員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、特別養護老人ホームの定義といたしましてですが、特養と呼ばれるものになっておりますが、社会福祉法人、地方自治体が運営する公的な施設となっております。65歳以上の方で、要介護3から5の認定を受けて、常に介護が必要な状態で、自宅での介護が困難な方となります。

吉野委員さんがおっしゃっていただいたような大変重度な介護度の方、そちらの方を優先させて入所しているわけですが、滑川町のほうに関しましては特養が1つございます。今ですと、89名の利用がございます。施設の職員に聞きましたら、施設入所待ちは15名程度となっております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 15人程度ということなのですが、なかなか空きが出ないと、町内のところでは、他の自治体のところに設置されている施設に行くとか、そういったお話というのはいかにお聞きください。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

吉野委員さんがおっしゃられたとおりに、他の市町村の施設を利用することもございますし、ちょっと順番待ちではないのですが、緊急的にどうしても在宅での介護が困難という方ですと、優先的に入所のほうを決定されますので、そちらのほうは特別養護老人ホームの審査委員会が内部でございまして、そちらで検討した結果、優先的に入所が決められております。

また、どうしてもすぐすぐ特養に入所しなくてはならないような状態の方でも、短期入所という、

ショートステイと呼ばれるものを長期利用することも可能でございます。そのほかには、ちょっと高くなってしまいますのですが、有料老人ホーム、こちらのほうも考慮していただいて、何らかの形で必ずケアマネジャーさんがついていてと思いますので、そちらのケアマネジャーさんと相談しながら、そちらの利用者の方に適切なサービスができるように努めております。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 説明の前の段階で、施設については社会福祉法人か公営のものが特別養護老人ホームを運営しているとお聞きしました。その中で、地元にな特養があったり、すぐそこに森林園があって、そういうところでは社会福祉法人としてやっております。今ケアマネのお話の中で、緊急性がある方についてはというお話もありましたけれども、順番待ちというのを一般的に考えると、やはり自治体に施設数が多いほうが多分優先的になると思うのです。その中で、他の自治体の方が入ってもいいような枠というのは、各施設というのはベッドを空けているのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

そちらの他市町村が入れるような枠という、詳細の数についてはちょっと把握しておりませんが、緊急で入れられるベッドの数というのは多少ございます。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 確かに緊急だったりするのだけれども、実際はショートステイのところに入って、ホームステイの継続でずっとそこにいて、結局は次病院に行つて亡くなってしまったとか、そういうケースが多いと思うのです。ほとんどが特別養護老人ホームまでは着かないで、その前の段階というのが多いと思うのです。

私が言いたいのは、やはり一番いいのは、公的に特養ができてしまえば一番いいのですけれども、滑川町だと特別養護老人ホームに入りづらいよというようなことはちょっとまずいので、その辺森林園のほうを拡充してもらうとかしてもらわないと、これからどんどん高齢化して行って、老老介護になってしまって、では在宅でといっても、家族の理解等、そういう環境がなくてはなかなか難しくなっていくと思います。ですから、施設が少しでも入れるように、今15人らしいのですけれども、お金もそうですけれども、そういった動きを滑川町としてベッド数確保、そういうものを一つの目標としてやっていていただきたいと思います。これはぜひ要望としたいと思います。私も期待して、少しでもそのほうにお金を、少しでも施設のほうに回すようにして、滑川町の住民の方が安心してそういったところに行けるのだよということをお願いしまして、私の質問とします。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） ほかに質疑ありますか。

上野委員。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問いたします。

行政報告書のほうで、123ページなのですけれども、下段のほうに要介護（要支援）認定者数、それからサービス受給者数とありまして、そこに要介護段階に応じた人数等が書かれています。これ去年との比較においてお伺いしたいのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響下でステイホーム等の暮らし方が広がって、高齢者の体力の低下ですとか、認知症の進行などが懸念されています。その中で、要介護1、2、3、4、5等の人数の変化について伺いたいと思いますが、わかりますでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より上野委員さんの質問に答弁させていただきます。

まず、昨年度との比較なのでございますが、要支援1、要支援2、要介護1、要介護3、要介護4については、去年よりも人数が多くなってございます。これは、やはりコロナの影響で在宅で介護をされる方が増えた関係上、入院、入所ではなく、在宅での介護度の変更申請、こちらのほうが増えたためと思われまます。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） それは、介護の環境が変わったために変化したということであって、その方ご自身の状況が、例えばステイホームによって進行したとか、あるいは入所施設を出たところで改善したとか、そういうご自身の変化ではなく、在宅介護が増えたという環境の変化によるものが大きいかなというご認識でいいでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

上野委員さんのおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 新型コロナウイルス感染症の影響というところは、様々な年代でいろんな懸念だとか、予測だとかが出ているのですけれども、滑川町の国民健康保険のところにおいては、在宅介護は入所しての介護よりも増えた。それは、新型コロナウイルス感染症が懸念される中で、施設のほうはいろんな管理というか、面会等も含め、かなり厳格になってきていて、下手すると会えないというような状況も出ています。そんな状態を嫌ってなのか、懸念してなのか分からないのですけれども、そ

ういう施設から出しておうちに戻る方が増えたのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

入所先から在宅に戻られてという方は、増えてはいないです。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。では、そういう動きがあったわけではなくて、在宅介護の方が介護度を上げていったということでしょうか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

おっしゃるとおりでございます。

○委員長（宮島一夫委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。質問は以上です。

○委員長（宮島一夫委員） ほかに質疑ありますか。

阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。よろしく申し上げます。

124ページのところなのですが、地域密着型のサービス受給者が、やはりコロナの影響なのででしょうか、かなり減っているわけなのですが、その要因について教えてください。

○委員長（宮島一夫委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主席主幹・高齢者福祉担当（関 静） 健康福祉課高齢者福祉担当、関より阿部委員さんの質問に答弁させていただきます。

地域密着型サービス受給者については、御覧のとおり減少傾向にあるわけなのですが、やはりコロナ感染症の影響が大きいと思われます。コロナの感染が流行する前は、予防事業にもこちらから力を入れまして、参加者も募って事業を進めてまいったのですが、やはり密を避けるという大前提がございますので、リスクを避けるというのを優先におきまして、どうしても減少傾向にならざるを得ませんでした。

以上でございます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そういったようなことで、この保険給付費についても、訪問、通所や短期入所については減少しているということだというふうに思います。

そういったようなことで、このコロナというのは人と人との接触を控えさせるということで、な

なかなか難しい病気だなというふうに思うのですけれども、このことによって介護が上がってしまうというようなことになってしまうことのないような措置を今後考えていかないといけないのだろうと思うのです。このコロナがどれだけ続くかはちょっと分かりませんが、そういったように人と人が結びつくことができないのでは、本当に認知症も進むだろうし、体操もできないし、いろいろ皆さん困っているなというふうに思うのですけれども、そういったような対策というか、ではどうしようかというようなことも考えなければいけないときに来ているのではないかなと思うのですけれども、その辺は何かお考えありますか。

○委員長（宮島一夫委員） 健康福祉課、答弁願います。

○健康福祉課主席主幹・高齢者福祉担当（関 静） 健康福祉課高齢者福祉担当、関より答弁させていただきます。

阿部委員さんがおっしゃるとおり、本当にこのままですと体力も低下したりですとか、あと認知の面でも進む可能性は、おっしゃるとおり考えられます。それに伴う対策、事業ですけれども、現時点では、申し訳ないのですが、新規のそれに代わる事業というものはまだ実施できておりません。今は感染症の動向、国の対応を踏まえて、町のほうも対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 健康づくり課などとも協議をして、どうやったらいいのか、私も分からないですけれども、今お年寄りにネットから動画を見て体操しようといったって、なかなか難しいのかもしれないけれども、何かきっかけをつくってあげて、防災無線でラジオ体操をやるのもいかなものかというふうな気もするけれども、何かそういったみんなで体を動かしましょう的な呼びかけを常に行っていくということも必要なのではないかなと思います。その辺は、また検討していただきたいなというふうに思います。本当に今一番大変なところではないかなというふうに思うので、ぜひお願いしたいと。

あと、125ページのここの軽減制度、利用があるのですけれども、かなり利用が多くなっているというふうに思うのです。これは、やはり利用料負担が大変だというようなことで、そういった町との話合いの中で、そういったような利用の促進を進めていらっしゃるのか、ちょっとそこはお聞きしたいのですが。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より、阿部委員さんの質問に答弁させていただきます。

利用者負担の軽減制度につきましては、高額介護サービスでは足りない部分を補っている部分がございますので、窓口に来られた低所得者の方対象に、こちらからお話は申し上げているところでございます。

以上です。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

もう一つ、その下の特別障害者に準ずる障害者等認定なのですけれども、ほとんどの方、これ分らないのですけれども、制度の説明をちょっと簡単に教えていただけますか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課主任・介護保険担当（綾 英紀） 町民保険課介護保険担当、綾が阿部委員さんの質問に答弁させていただきます。

特別障害者控除なのですけれども、こちらは一定の介護度以上で、なおかつ寝たきり度というか、身体障害状況なのですけれども、これが介護保険の認定調査票並びに主治医意見書において一定の基準を超えている方について認定するというものと、あと身体だけではなくて認知症のほうでも一定の基準を超えている方について認定して、この証明証を出すと障害者としての控除が税制で受けられるというものになっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 介護度が4とか5とかの方については、そういう可能性があるというふうにするのです。要するに、障害者認定してもらって、それで障害者控除が受けられると。この制度、ここにも書いてありますけれども、今回1人だということですから、なかなか知られていないので、これはやはり周知する必要があるだろうというふうにするのです。税務課ともお話ししてもらって、とにかく早い時期にそういった方についてはこういうのができますよと、障害者認定されればいろんな特典という変ですけども、利用することができるので、そこはやっぱり町のほうから、そういった方については丁寧に知らせていただければなというふうにするのですけれども、今までお知らせ的には、そういったことはやってきたことはあったのですか。

○委員長（宮島一夫委員） 町民保険課、答弁願います。

○町民保険課主任・介護保険担当（綾 英紀） 町民保険課介護保険担当、綾が答弁させていただきます。

今まではホームページに載せるというところと、あと申告の時期が来ましたら、税務課のほうに該当する方のリストを渡すというところまではやってはいたのですけれども、阿部委員さんおっしゃるとおり、こちらから積極的に動くというところでは、そのくらいにとどまっているので、今後税務課とも相談しながら考えていきたいとは思っています。

以上で答弁とさせていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ぜひ一生懸命頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（宮島一夫委員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして令和2年度滑川町介護保険特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和2年度滑川町下水道事業特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして令和2年度滑川町下水道事業特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしく申し上げます。

これは下水の関係の維持費の関係でちょっとお聞きしたいのです。滑川町でやっているのは、公共下水がありまして、あと農業集落排水あって、あと公的には合併浄化槽というのがあります。普通の浄化槽は別として、この3つを取り上げた場合、水質もよく、環境面ではその3事業というのは非常にいいものなのです。

ただ、お聞きしたかったのは、合併浄化槽に係るいろいろ経費というのですか、維持費、その金額というのは意外と大きいのです。その金額と、ちゃんと公共下水が入っている地区の人と、集落排水の方と、この維持費というのを各家庭から出しているのですが、この金額はどのような金額になっているかちょっとお聞きしたいのです。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁を願います。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 環境課下水道担当、長野が答弁させていただきます。

まず、下水道、農業集落排水につきましては、料金設定が一緒になっておりまして、基本使用料が毎月1,000円かかっておりまして、その中に10立方分の使用料が含まれております。料金の徴収方法としましては、2か月に1回の検針で水量を出して徴収のほうをしておりますので、最低でも1家庭1接続につき2,000円と消費税がおおむねかかってくるような形でございます。

続いて、浄化槽につきましては、こちら個人の浄化槽につきましては……

〔「個人はいい、合併」と言う人あり〕

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 失礼しました。市町村型で例えさせていただきますと、ランニングコストとしましては、毎月使用料という形で……

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時30分）

再 開 （午後 3時30分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

○環境課主事・下水道担当（中村 豪） 下水道担当、中村より答弁させていただきます。

市町村型の合併浄化槽についての維持管理費について説明させていただきます。市町村型の合併浄化槽につきましては、まず浄化槽使用料といまして、2か月に1度徴収をしております。2か月に1度、税込み6,600円の保守点検、使用料としていただいております。

2つ目が清掃料として、10リットル税込み104円を使用者の方から随時いただいております。こちらの清掃料につきましては、年に1回以上ということで法律で決まっていますので、基本的には年に1度の徴収を行っております。

市町村型についての使用者様からの維持管理費でいただいておりますのは、以上の使用料6,600円税込みと清掃料10リッター104円の2つの料金について徴収をしております。

修繕料については、公共浄化槽本体のみに関して無償で町が修繕をするということなので、住民様から基本的には市町村型の合併浄化槽本体分の修繕料についてはいただいております。そちらの修繕料については、先ほどの使用料の6,600円の内訳として、一応精算させていただいている次第でございます。

以上、答弁になります。

○委員長（宮島一夫委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 非常に無理な話、数字的なお話になると思うのですが、そういうのを比べるというのは、比べる基準がなかなか難しく、私も大変無理な注文をしているというのは分かっているのですが、要はその3事業あってやる中で、金額的に大きさとか、合併なんかもあるのですが、住民の負担というのはどのような負担額、維持管理、合併浄化槽を維持し

ていくのに、負担額というのは3事業ではどのような差が金額的にあるかなというのを、ちょっと無理な注文なのですけれども、疑問に思っているのです。

というのは、やっぱり合併しか入らないところもあれば、集落が入ったところもあるし、運よくちゃんとした公共下水入っているところがあるわけです。そうした中で、やむを得ず合併をつくったところで、あまりの高額な負担をしているようでは、なかなか推進するにも難しいのではないかと思ったりしているのですけれども、非常に無理なものなのですけれども、今が無理なようでしたら、そのような住民の負担というのがどのようになっているか聞かせてもらいたかったのです。その辺で、ざっとした考えで結構なのですけれども、合併は年間的には高いよと、公共下水一番安いとか、多分あると思うのです。その辺、皆さん多分情報をつかんでいると思うのですけれども、ちょっとお聞きしたいと思っているのです。

○委員長（宮島一夫委員） 環境課、答弁願います。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 環境課下水道担当、長野が答弁させていただきます。

正直なところ、なかなか比べるというのが非常に難しいところではございます。下水道事業、農業集落排水事業につきましては、かなり経営状態も苦しく、今いただいた使用料、維持修繕費に充ているというのが非常に苦しい状況でして、今後公営企業化を控えていますので、そちらのほうで経営改善のほうを図っていく次第でございます。

浄化槽のほうは、比較的現時点では経営が安定していると思われまますので、使用料のほうで何とかやりくりしているという状況でございます。

簡単ですが、以上答弁させていただきます。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時35分）

再 開 （午後 3時36分）

○委員長（宮島一夫委員） 再開します。

環境課、答弁願います。

○環境課副主幹・下水道担当（上 武史） 環境課下水道担当、上より吉野委員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、下水道事業のほうにつきましては、主に維持に係る費用が令和2年度は1億3,800万円、続きまして農業集落排水のほうが令和2年度のほうで約4,400万円、続きまして浄化槽会計のほうで令和2年度1,800万円弱となっております。

以上、答弁させていただきました。

○委員長（宮島一夫委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時37分）

再開 (午後 3時39分)

○委員長(宮島一夫委員) 再開します。

環境課、答弁願います。

○環境課長(関口正幸) 環境課長、吉野委員さんのご質問に答弁させていただきます。

それぞれの下水道、それと農集、浄化槽の1件当たりの負担額の比較については、ここですぐに平均的に1戸当たり幾ら、幾ら、幾らというのはすぐに答弁ができませんので、それについては改めてお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(宮島一夫委員) 吉野委員。

○13番(吉野正浩委員) 分かりました。なかなか無理なことを言って申し訳なかったのですが、これもやっぱり住民からすれば相当関心のある人もいると思うのです。その辺は、いろいろな数字の出し方というのはあると思うのですが、少し研究していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長(宮島一夫委員) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(宮島一夫委員) 質疑なしと認めます。

これをもちまして令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計決算の質疑を終結します。

これをもちまして認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について、質疑を全て終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(宮島一夫委員) 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長(宮島一夫委員) 賛成全員です。

よって、認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（宮島一夫委員） 次に、認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての審査を行います。

質疑に入る前に、會澤水道課長に説明員の紹介をお願いします。

○水道課長（會澤孝之） 水道課長の會澤でございます。

説明員については、各自自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○水道課副課長兼主席主幹・施設担当（上野 聡） 水道課施設担当、上野と申します。よろしくお願いします。

○水道課主任・庶務担当（野口あかり） 水道課庶務担当、野口と申します。よろしくお願いします。

○水道課主任・管理担当（岩田 侖） 水道課管理担当、岩田と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課長（會澤孝之） 以上4名で説明に当たらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮島一夫委員） 本件についても既に説明が終わっていますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宮島一夫委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（宮島一夫委員） 賛成全員です。

よって、認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣告

○委員長（宮島一夫委員） 以上をもちまして当委員会へ付託された案件の審査は全て終了しました。

委員会の審査並びに議事の進行につきましては、委員各位並びに執行部、説明員の皆さんの誠意

と熱意あるご発言をいただき、当委員会の目的が達成できましたことに感謝と御礼を申し上げます。

これをもちまして認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について並びに認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてに係る決算審査特別委員会を閉会します。大変ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 決算審査特別委員会、宮島一夫委員長、紫藤明副委員長をはじめ、委員各位、また町執行部の皆様には、午前9時からの開会にもかかわらず、真剣かつ熱心なる質疑をいただき、大変感激しておりますのでございます。この決算審査特別委員会を受け、宮島委員長にはこの後、審査報告を議場にて行っていただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議員各位には、週明けの13日は午前10時から議案審議を行いますので、よろしくお願いをいたします。

（午後 3時48分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月10日

臨時委員長

委員長

署名委員

署名委員

署名委員